

第三輯 王権の緊急政策と社会各層の救援活動

論文三ノ四

緊急政策と救援活動の推進 その二

震災第六日から第七日まで

第一節 震災第六日（十一月六日木曜日）

- 一 盗賊の処刑と獄門の供覧
 - 二 犯罪者・浮浪者の繫束
 - 三 食糧供給の点検
 - 四 国外出航の監視
 - 五 バルバリ海寇の監視と防衛
- 補論 アイルランドおよびポルトガルにおけるバルバリ海寇

第二節 震災第七日（十一月七日金曜日）

- 一 救援活動と危機管理の進捗
 - 二 ナウス造船所の再開
 - 三 リスボン参事会の体制強化
- 補論 ヨーロッパ自由都市の世界史的意義

第一節 震災第六日（十一月六日木曜日）

一、盗賊の処刑と獄門の供覧

震災第六日について貿易商ジャコンブの日誌には記載がなく、他方あるイギリス人貴紳は犯罪者二十余名の処刑を記録する。ここに付記された避難先等での死亡は詳らかに知り得ないが、被害の算定に慎重なモレイラ・デ・メンドンサも大地震当日の死者約五千人、脱出した後十一月中に歿した者約五千人と推定する。

あるイギリス人貴紳の震災日記

十一月六日

テント、食べ物、日用品がある程度入手できた。五日と六日数名のスペイン人流れ者と十九名のポルトガル人が新たに絞首刑に処せられた。この日までに多数の被災者が野外で絶命した。

①

ポルトガルの有力な定期刊行物『ガゼッタ・デ・リスボア』は、十一月六日付の誌面において初めて大地震の

① A Gentleman, Account in *The Gentleman's Magazine*, *Supplement for the Year 1755*, p.592.

発生を報じた。十月二三日に逝去した神学者ヨアキム・S・ジョゼを追悼する記事三八行に続くものの、震災の報道は原文にしてわずか四行である。

『ガゼッタ・デ・リスボア』一七五五年十一月六日号

今月一日は来るべきあらゆる世紀において想起されるであろう。なぜなら、地震と火災により首都の大半が破壊されたからである。しかし、幸いにも国家財源と個人財産多数が荒墟に埋れながら無事であった。

①

十六世紀のヨーロッパ諸国、すなわちドイツ、イタリア、フランス、オランダ、スペインでガゼッタなる誌名により流布された定期刊行物は、政治、文学、科学、芸術、宗教に関する最新の情報提供を任務とするものであった。ポルトガルでは一六四一年に『首都および各地の情報を伝えるガゼッタ（新報）』と題する冊子が刊行され、スペインからの再独立を達成したブラガンサ王権の正当性をまず唱導した。こうした伝統を踏まえて一七一五年八月一七日『ガゼッタ・デ・リスボア』第一号が刊行され、相当の中断を含むものの、週刊誌として一八二〇年十二月三十日まで存続する。この間一七一八年一月六日から一七四一年八月三十一日までは、総大司教区

① *Gazeta de Lisboa*, 6 novembro 1755, No.45.

André Belo, *Nouvelles d'ancien Régime. La Gazette de Lisboa et l'information* manuscrite au Portugal (1715-1760).

Thèse de Docteur de l'École de Hautes Études e Sciences Sociales. pp.2-3.

リスボンの東西分割によりこの雑誌も『ガゼッタ・デ・リスボア・オシデンタル』と改題された。^①

地震・津波・大火の甚大な規模に比し、地元報道メディアのこうした寡黙と平静は、奇異な現象としてしばしば論議の対象となった。創刊以来の『ガゼッタ・デ・リスボア』とその主幹ジョゼ・ヘレイレ・モンテイロの証言を詳細に検討したアンドレ・ペロは、大地震の報道についても王権による検閲がおそくなされたと推断する。

ヨーロッパの君主国に共通する事実であるが、各国の定期刊行物に与えた報道メディアの独占が、競争者による独自の情報を遮断した。報道の独占が政治的な統制を容易にし、ポルトガル語での情報配布を阻害したのである。

事前の検閲を代償として定期刊行物は独占の権利を得る。は享受したのである。その時代のあらゆる書物と同じく、印刷に先だって〈ガゼッタ・デ・リスボア〉の草稿が査読あれ、検閲機関の政治的・文化的基準に則して内容の修正が命ぜられた。〈中略〉

派閥の抗争や民衆の反乱、宗教的な論議や学芸の論争など、政治的・社会的混乱を誘発する出来事が〈ガゼッタ〉の記述には欠如している。そこでは乱雑が忌避された。政治体制の混乱へ導く事件の報道が、定期刊行物から除去されたのである。ただし、こうした沈黙を続けべきは、混乱の事態が目前にある期間、〈ガゼッタ〉の報道がそれを助長する期間に限られた。

アンドレ・ペロ「アンシアン・レジムの情報メディア―『ガゼッタ・デ・リスボア』と

^① *Gazeta de Lisboa Tressouros Biblioteca Nacional online.*

手稿による事件伝達」^①

この日には五件の緊急政策が発布された。うち二件は前日に引き続き盗賊と盗品の捜査に関する指令である。

すでに十一月四日の政令で盗賊の即決裁判が指示され、この日は死刑の迅速な執行と獄門の供覧がリスボン高等法院院長に督促された。

緊急政策第四十 発令一七五五年十一月六日ノ一 罪人の迅速な処刑をリスボン高等法院院長に命じる勅令

（『緊急政策編纂』第五ノ四 有罪の判決をうけた盗賊を遅滞なく処刑するよう、リスボン高等法院院長（ラフォエス）公爵に命じる勅令）

【勅令】

謹白。

国王陛下は本日兵馬総帥（マリアウエル）侯爵に王命を授けられるとともに、その複本をリスボン高等法院院長（ラフォエス）公爵に送付され、同日高等法院院長に提示された法規に従って両方で協議し、執行を準備するよう命じられた。

^① *Belo, op.cit.*, pp.81, 111.

また、絞首台のもとで盗賊を処刑し、ながく遺体を曝すよう高等法院院長閣下に国王陛下は命じられた。閣下に神護が授けられることを祈る。

一七五五年十一月六日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ
① (リスボン高等法院院長閣下)

オランダの定期刊行物『ライデン新報―世界各地の情報』は、十一月二八日号でフランス経由の報道として大地震第一報を掲載し、スペイン大使の遭難などを伝えた。以後ポルトガル情勢に関心を寄せる同誌では、十二月二六日リスボンにおける被害の詳細と治安の悪化が記述される。なお、ここでは盗賊や放火犯への処刑に続いて、造幣局への襲撃をひとりで防禦した将校についても言及される。この英雄的な挿話は偶々現場に立ち寄った貿易商ブラドックが、『震災記録』で委細に語ったところである。

十一月十七日、リスボン発

被害の全貌はなお不明であるが、リベイラ王宮は壊滅した。王宮と税関所に沿う埠頭も消失し、インド商館も全滅した。一言で示せば、造幣局は別として、すべての公共施設が崩壊したのである。地震の被害を免れた建物も、火災によって焼失した。震動に派生して数力所から火の手が昇るとともに、混乱に付け入る極

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.101-102.

悪人が放火したとされる。自己の鉄鎖が外れた絶好の機会と、囚人や徒刑囚はこの災厄をみなし、街々での掠奪とそれを容易にする方途を考えた。残念にもスペインやフランスの兵士多数、さらにはイギリスの水夫若干がこれに加わり、災禍は二割か三割増大した。なかでも処刑の際ムーア人のひとりは最初の震動のあと七カ所に放火したと自供した。また、あるフランスの兵士は三カ所への放火を自白したが、そのひとつが王宮に隣接するインド商務館にほかならぬ。莫大な財貨を蔵する造幣局も危険に瀕したが、ひとりの下級将校が超人的な決意を不退転の勇気を發揮し、果敢に防禦した。凶悪犯の侵入を阻止すべく、これなる勇士は剛胆にも小銃と銃剣を握り、三日三晩自己の部署を死守したのである。

(『ライデン新報―世界各地の情報』一七五五年十二月二六日号) ①

こうした犯罪や処刑は多くの法令に係わるが、フレイレ編『緊急政策編纂』で第五項目として分類されるのは、十一月四日発令の通達等三件、同月六日発令の勅令二件、さらに同月二九日付通達である。なお、流言飛語を禁じる一七五六年一月三十日付勅令等も含まれるが、これらの法令は発布の時期も執行の内容もかなり異なる。したがって、長文におよぶ第二項目問題をここでは二分し、流言飛語等に関する後半は、後日あらためて検討したい。

フレイレ編『緊急政策編纂』解題

① *Nonvelles Extraordinaires de Divers Endroits*, vendredi 26 decembre 1755, pp.1-2.

第五項目 盜賊、犯罪者、流浪者に対する処罰（前半）

国王陛下の命による警護が、美事に多大の効果を發揮し、地震に衰弊した住民をやや安堵させる一方、新たな騒乱と恐怖が加わった。諸人の有和へ導く神聖な日々^{かしやく}に、いささかも良心の呵責なく、極悪人が被災した牢獄から脱出し、非道な仕業を企てたのである。悪辣な彼らは無人となった寺院や邸宅へ忍び込み、掠奪や流神を重ねた。彼らに対しては王国の刑法に照らし、鉄槌が下された。

これら極悪人の多くは盜品を携えて逃走した。十一月四日王国各裁判区の司法官に緊急の回状が発せられ、各地における嚴重な警戒と旅する者への検問が指令された。王都の全般的混乱のなかに盜賊と悪党が格好の隠所を見つけ、逃亡の機会を窺^{うかが}うのに対処して、彼らを追跡し逮捕すべく、あらゆる地区が嚴重に監視された。こうした搜索を強力にするため、司法官の動員のみならず、軍隊による支援も必要とされ、兵馬総帥に出動の特令が下された。

荒墟と化した首都で、多くの掠奪が検証され、犯人は逮捕された。彼らは埋没した貴重品を狙ってそこに居続け、市街に立ち戻った人をも襲撃したのである。かくも忌まわしい犯罪には峻嚴な刑罰が至当であり、君主として国王陛下功績ある臣下を惜しみなく賞揚されとともに、国家の害虫を即刻処罰された。

掠奪の罪で捕らえた容疑者をただちに即決裁判に付し、遅滞なく処刑すること、また迅速な処刑を供覧に付し、邪悪なる者には自肅の念、善良なる者には安堵の念を喚起させることが、政令により高等法院院長に命じられた。犯人の多くは極刑の判決を受け、首都の要地に築かれた処刑台で、首を括られて死んだ。その光景が敬虔な人には憐憫の情を、清廉な士には得心の思いを感じさせた。彼らの遺体は一定の期間処刑の場に曝され、掠奪と暴力が消え去った。命ある者は道義を守り、自己の生涯を大切にすべきことを、人々に自

覚させたのである。

この政策に含まれる重要な指示のひとつは、掠奪された宝石、物品、器具を所有者へ返還することである。国王陛下は法令によつて命じられた。明白に立証され、異論のない物品は、裁判所の手続を待たず、早急に本来の所有者に引き渡された。しかし、掠奪の経緯や物品の所有に關し疑義が生じる場合には、調書を付して高等法院院長に委託され、單純な事実の報告に基いた簡潔な判決が授けられた。複雑な訴訟の手続を省くのも、時間の切迫と家財の必要性が遅滞を許さないからである。

黒死病にも喩えるべき盜賊の跳梁を阻止するとともに、一国にとつてつねに危険な悪疫、災害時には命取りとなる悪疾をも一掃した。リスボンには大勢の者が放浪し、誠実な堅気の労働によつて生活の糧を得ようとならない。乞食や流民として怠惰な日々を送り、奇特な人たちの憐みで命を繋ぐか、詐欺や欺瞞を見抜けぬ單純な人たちに頼っている。

健全な国民とこれら腐敗した者共を判然と分離すべく、つとに十一月四日さらなる法令が発せられ、住民の職業と品行を嚴密に調査するよう、各地域の司法官に命じられた。また、浮浪者や乞食の年齢と体力について、公共の勞務を為しうるか否かを確かめ、彼らを拘束して清掃など首都での作業に従事させた。この裁断は懲戒ではあるが、刑法による処罰でも不名誉な前科でもない。国王陛下が憐憫の情と公正の原則から支援されたのである。①

大著『地中海』でブローデルが壮大な軌跡を描いたとおり、中世以来イタリア、フランス、スペインなどの全域、とくに繁華で富裕で奢侈な都市には盗賊や群盗がたえず跋扈した。なかでも十五世紀パリの盗賊団コキヤールは詩人フランソワ・ヴィヨンが加担したことで著名である。この群盗はパリとオルレアンをはじめ、ブルゴーニュ地方やシャンパーニュ地方に跳梁し、五百人から一千人の仲間が結束していた。彼らの多くは街道での追剥を本領とし、鍵を開けて金庫を狙う者、旅籠で同室の商人から持物を掠める者もいた。貨幣の贋造もいかさま賭博も一味の仕業であった。①

盗賊の苦楽と心得を示す定型詩「隠語詩のバラード」は偽作ともみなされるが、二十世紀初頭から精密な研究がなされ、現在では各種のヴィヨン詩集に収録されている。多くは回想や悔悟を詠う詩集『遺言書』等とは異なり、コキヤールの幹部として暗躍するなかで、群盗一味への統率と助言のため綴られたのであろう。②この定型詩は巨大な盗賊団のいわば内部資料であり、盗賊独自の暗号や符牒を含む多義的な「隠語詩のバラード」は専門の学者にとっても難解と評されるが、多少とも把握できそうな詩句についてここで拙訳を試みる。

フランソワ・ヴィヨン「隠語詩のバラード」

① Pierre Champion, *François Villon, sa vie et son temps*, Paris, 1913. tome II, pp.66-67.

② 佐藤輝夫著『ヴィヨン詩研究』中央公論社、四六八―四六九、四七六―四七七頁。

第一歌第一連

麗しく楽しき都バリ。

未熟なる者 首括られ 黒き遺形と化す。

さらに五名か六名 咎人追う刑吏に捕縛されき。

同じく詐欺師 高みに供され、風雨に晒されぬ。

肝に銘ずべし、牢獄に断じて入らぬ、と。

拘摸には耳削ぎの刑、策動への活路絶たる。

肝に銘ずべし、断じて捕縛されず、と。

第一歌第二連

追うべきは 富裕なる旅人。

不意に行路を襲い、

遠く野や山へ逃げるが極意。

漆喰のごとく純白なりと、

頑な抗弁 絞刑を免れる秘訣。

肝に銘ずべし、断じて捕縛されずと。

第三歌第一連

山師なる者、
まずは旗亭で
葡萄酒を氣前良く供し、
夜更けて 不運なる酔漢に
詐欺を仕掛けるべし。
騒ぎもなく、叫びもせず、
財貨を奪われ、
彼ら遊興の元手を貢ぐ。
信じ易き者
手練手管の鴨となること
必定なり。

第七歌第一連

麗しく楽しき都バリ。
悪者と不良集^{つど}いて、
婚礼のごとき宴 奏される楽の調べ。
詐欺師上座を占め、
剛腹なる盗賊 優雅な敷物に寛ぎ、

歌舞と酒肴に酔えり。

群盗コキヤール かかる享楽無難では済まじ。

脇甘ければ 早晚双手縛られ、

絞首の刑に処さる。げに自業自得と言わむ。

①

これら群盗の一味は無法者やならず者として多く理解されるが、コキユでは帝王と称する首領が君臨し、破る者は容赦なく極刑に処せられた。組員の前歴には学生、聖職者、軍人、司法官、理髪師なども含まれ、彼らなりの序列や規律や分担が存したはずである。貧相に描かれる組員ヴィヨンも、ときには高度の教養と文才を活用し、慧眼な古参として一目置かれたとも考えられる。

一七二一年十月十四日バリにおいて有名な盗賊カルトゥシュが、歓楽街ラ・クルティユの酒亭ピストレで逮捕され、翌月の二八日グレーヴ広場で車裂きの極刑に処せられた。その後も関連の審理は一七二四年まで続き、巨大な規模の裁判として七十七名の喚問、三五〇名の逮捕、うち二〇〇名の懲役と五九名の死刑が執行された。一

① François Villon, *Ballas en Jargon*. François Villon, *Oeuvres complètes*, édition par Jacqueline Cerquignin-Toulet,

Paris, 2014. pp.238-239, 262-263.

〈参照〉佐藤輝夫著、前掲書、四六八―四六九、四七六―四七七頁。

〈参照〉佐々木敏光「フランソワ・ヴィヨン『隠語によるバラード』(一)、静岡大学教養部研究報告』

一九九一年、一九九二年。

七二年ベルギーで刊行されたカルトゥシュ小伝には、前年に処刑された首魁の行状と群盗の脅威が描かれる。

数日後カルトゥシュは一味を集めて告げた。「文書に纏めた我らの掟を、ここで読み聴かせる。つねにこれを遵守すると、厳肅に誓約せよ！」そして、彼らに同意を促した。「掟に違反する者を極刑にすべく、吾に独裁的な権力を与えよ」これが承認されると、掟に背く者は自分の兄弟たりとも容赦せぬ、と宣言したのである。

この時点からカルトゥシュは手下の訓練に専念し、精魂を鍛え、掠奪の手法を体得させ、人を殺せる闘志を育成した。彼自身がこうした行為の鑑となり、まもなく巷間で噂されたのは、バリの全域で人々が所持品を剥奪され、水中で突き落されること、市中の街々でもボン・ヌフの橋上でも掠奪が頻発することである。同時に他の一味は邸宅を標的として、堅固な錠前をも開き、縄梯子で上階へ登った。また、各地の教会や公共施設へ忍び込み、綿布や組紐や宝石を掠める。〈中略〉

重要な街道もバリと同じく危険であり、護衛付きの馬車が連日襲撃された。一七二一年四月二八日シャロン近郊で乗合馬車は捕獲された。覆面をした一味は御者を殺害し、乗客全員を降車させて後手に縛り、腹這いして一八万ルーヴルを強奪したのである。それでも奪取されぬ現金が二十万ルーブルも隠されていた。〈中略〉

こうした犯行にバリの人々は戦慄と憤激のあまり夜警団を倍加するとともに、大勢の兵士を動員し、日々三十スーの報酬で交互に防禦させた。この程度の警戒ではまだ足りない。まもなく放浪者や徒食者の一掃が始まった。また、商業監察官の正式な認可なしには、いかなる銃も剣も売ってはならぬ、と武器製造業者に

厳命が下される。

なおこれを補うべく、王命によって商家に蔵される武器がすべて没収された。しかし、その成果は乏しい。盗賊は結社を成して団結し、夜警の大部隊に深夜挑戦するのである。いずれも大胆にして巧妙な犯罪であった、あれもこれも怖るべきカルトゥシュか、その一味の仕業に違いない。

著者不詳『カルトゥシュの生涯と裁判』（一七二二年）①

カルトゥシュ一味の犯罪と処刑はオランダやイギリスでも多大の関心を喚起し、逮捕や裁判の経緯がヨーロッパ諸国の小冊子や定期刊行物で逐一報じられた。財貨や物資に富む大都会は、群盗にとって奢侈と遊蕩の樂園であり、栄華を極めるリスボンの歓楽街でも以前からこうした盗賊が、しばしば小粋な貴紳を装い、愉楽に浸っていたであろう。

二 犯罪者・浮浪者の繫束

犯罪者や徒食者の繫束に関する勅令は、司法の要である高等法院院長とともに、国王軍を統率する兵馬総帥にも発せられた。本格的な軍隊の出勤と駐屯は、首都の全面的な混乱に対処するだけでなく、群盗、暴動、海寇など大規模な騒乱を防禦するためでもあろう。

① *Histoire de la vie et du proces de Louis Dominique Cartouche e de plusieurs de ses complices*, Bruxelles, 1722.

緊急政策第四一 発令一七五五年十一月六日ノ二 犯罪者と浮浪者の繫束を兵馬総帥に命じる勅令

『緊急政策編纂』第五ノ五 予備連隊の全將校を招集して、リスボン市街地を封鎖し、すべての犯罪者と浮浪者を取締るため部隊を集結させるよう、兵馬総帥（マリアヴェル）侯爵に命じる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下はふたつの勅令をリスボン高等法院院長（ラフォエス）公爵に発せられ、その複本を兵馬総帥（マリアヴェル）侯爵に送付するよう命じられた。すなわち、本月一日午前の震災以降、リスボンは犯罪者と浮浪者の狼藉で攪乱されており、首都の治安をただちに回復すべきことが肝要である。このため兵馬総帥におかれては、予備連隊の將軍と將校、降格処分にある正規連隊の元將校を全員招集し、相互の連携を図りつつ、リスボンおよび首都近郊の要地に軍隊を集結されたい。また、これらの軍隊を可能な限り分割して、不断の捜査と捜索のため各地区に警備隊を待機させ、すべての犯罪者と浮浪者を一網打尽すべく、保安官と刑事裁判官をもそこに配置されたい。

なお、駐屯地区で捜索を始めるにあたり、押収品の保全に必要な人員を残留させること、また司法官があるいは住民を取り調べ、あるいは通行人を拘束し、身元証明や保証人の有無を点検する際は、これを包囲し

て護衛することを、兵馬総帥はこれら警備隊の隊長全員に指示されたい。

同じく国王陛下におかれては、震災の日々に大罪を犯した悪逆非道な盗賊を、プエノス・アイレス十字架緑地とコルドバ緑地で処刑するよう高等法院院長に命じられ、処刑場での危険と脅威に備え、軍隊での全面的な防衛を兵馬総帥に指示された。

なおまた、捜査および処刑の機密を守るべく、新たな法令を作成することも、高等法院院長閣下に命じられた。閣下に神護が授けられることを祈る。

一七五五年十一月六日 ベレン宮廷

（國務尚書）セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

（兵馬総帥マリアルヴァ侯爵閣下）

①

これらの勅令で糾弾される盗賊のなかには脱獄した罪人もあり、捜査中の容疑者には札付きの凶悪犯や組織犯も含まれたであろう。また、食客者と放浪者へ監視は風紀の紊乱を防ぐとともに、首都再建の労働力を増強するためであった。乞食やジプシーへの対策はかねて為政者が苦慮したところであり、震災を契機に余計者を一掃する社会政策と解釈できる。

リスボン大地震の五カ月前、五月二六日に密輸団の頭目ルイ・マンダランがロース河畔の都市ヴァランスで車裂きの刑に処せられ、その獄門は三日間クレルク広場に晒された。密輸団の巨魁、殺人と大逆の悪党、貨幣贋造

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.102-104.

人、反乱首謀者と処刑台背後の立板に大書され、各地から訪れた六千人の群衆がこれを参観したとされる。①
マンダランらの行動がとくに活発となる一七五四年オランダの著名な定期刊行物『ガゼット・ダムステルダム』は十月十一日号のバリ通信としてドフィーネ地方とオーヴェルニュ地方においてタバコおよび食塩の密売が横行すること報じた。翌年五月の処刑までに同誌は二三回にわたりマンダランらの犯行を伝え、ほかにアビニヨン、ユトレヒト、ケルン、パリなどの定期刊行物に同様の記事が掲載された。

マンダランの刑死後ただちにヴァランス特別法廷の判決書が印行され、翌年発売された小冊子『ルイ・マンダリン伝―その出生から死亡まで』は十九世紀前半まで度重ねて再版され、イタリア語とドイツ語にも翻訳された。ここでは同じく一七五五年ロンドンで売り出された無署名の英語版を紹介する。この書物では二葉の挿絵のほか、スイス等の地勢図とフランスの税制解説が読者のためとくに付けられる。

密輸団の頭目に選出されたマンダリンは、徒党をいくつかの百人組に編成し、隊長と副官を配置した。彼ら幹部が組員に軍隊式の軍事訓練を施すのである。つきには武器と弾薬の確保が肝要であって、これを欠けば軍事訓練と役立たない。万端を整えてマンダリンはサヴォワの国境、ジュネーヴ近郊のカルージュで遠征を開始した。そこは彼らの根城とされて、駐屯する王国軍の監視にもかかわらず、フランス各地への遠出が容易であり、あちこちで成果を挙げて、無事帰還できる。

まもなくマンダリンの事業が広く伝わり、多くの人々があるいは好奇心を充たし、あるいは取引をするた

① Frantz Funck-Brentano, *Mandrin, capitaine général des contrebandiers de France*, Paris, 1908, pp.463-465.

めにカルージュを訪れた。ときにはサヴォワとジュネーヴを隔てるアルヴェ川を越えて、スイス内部へ歩を伸ばしたが、つねに深夜の旅で十分な警戒を必要とした。

ジュネーヴからさらに一マイル先のシャブレを通り、湖畔のニューシャテルまで進んだのも、大量のタバコを買い付けるためである。同じ旅路を経てカルージュに帰るや、総司令官マンダリンのもとに隊長と副官は、聞志を漲らせてそれぞれの百人組に出動の用意を命じ、遠征の道筋を指示した。かくして彼らはドフィーネやリヨネへ、さらにはオーヴェルニュ、フランシュ・コンテやブングンディやシャンパーニュへと行進したのである。〈中略〉

密輸団の一部はロアンにも現れたが、馬糧の世話だけで立ち去った。しかし、塩、タバコ、時計、金の嗅ぎ煙草箱を携えて、三週間後に戻ると住民に約束し、三万五千ルーブルを用意して待つように命じた。彼らが三つの部隊に分かれ、太鼓や鼓笛など楽器を奏しつつ行進し、総司令官マンダリンは聖ルイの十字架を捧げ、赤絵柄の白衣を身に纏った。

ロアンではそれ以上住民を怖れさせず、密輸団はヴェレイ地方のビュイへさらに向かった。彼らがそこに現れると、当地のあらゆる税務役人、あらゆる徴税総括請負人と収税担当官はタバコ貯蔵所へ立ち籠り、防禦すべく封鎖した。だが、咄嗟の要塞はあまりに脆く、攻め手の肉迫によって拠点を放棄し、市街から逃げ去る。かくして密輸団はさしたる抵抗もなく貯蔵所を占領し、そこで獲得したタバコ等を挽き馬に満載した。攻撃の際に組員のひとりが殺されたため、彼らは聖職者にこれを弔わせ、地に埋めて来世での復活をキリストに祈念する。密輸団には負傷者をも介護した。というのは、この遠征が長引いてやや激烈となり、各所の窓や隙間から彼らは銃火を浴びたからである。

ビュイでの仕事を処理すると、彼らはマコン近くのヴォー橋を行進し、さらにロワールへと向かった。その道程は次々と惹き起された犯行を辿れば判る。多額の物資を供給するとの口実で、彼らは途上の町や村で寄付を要求したのである。相応する価値の物品を譲るとの口約束だけで、とりわけメイユボワ元帥夫人には現金五万ルーヴルを提供させた。

十一月末に至ると、密輸団の激増が事態を收拾困難にした。国王軍をいささかも怖れず、これに挑戦するかのごとく都市から都市へ出没して民衆を威嚇し、然るべき値段で商品を購入させる。万能の権限を持ちながら、商品に安い価格しか定めぬが故に、公明正大にして、義侠的な事業と彼らは自負した。

著者不詳『フランス密輸団の頭目マンダランの瞠目すべき生涯と驚嘆すべき大業』（一七五五年刊）①

三 食糧貯蔵の点検

この日は饑餓阻止のため首都市中の食糧点検がとくに指令された。国内各地より農産物と水産物が日々運ばれる一方、輸入された莫大な食品も港湾の倉庫や市中の店舗に蔵されるはずである。食糧の確保と供給が市庁参事の任務であるが、掠奪や秘匿を予測して一覽作成の王命はリスボン高等法院に発せられた。

緊急政策第四二 発令一七五五年十一月六日ノ三 食糧の貯蔵一覽を提出させるよう

① *Authentic Memoirs of the remarkable Life and surprising Exploits of Mandrin, Captain-General of the French*

Smugglers, London, 1755. pp. 12-16.

リスボン高等法院院長に命じる勅令

（『緊急政策編纂』第二ノ十一 リスボン市中の巡視を委任された行政官は、確認できた食糧の一覽を市参事会会頭に提出させるよう、統率者リスボン高等法院院長（ラフォエス）公爵に命じる勅令）

【勅令】

謹白。

国王陛下はリスボン高等法院院長（ラフォエス）公爵につぎの勅令を発せられた。すなわち、リスボン市中の巡視を委任された行政官に、確認できた食糧の一覽を市参事会会頭アレグレ侯爵閣下へ即刻提出させるよう指示されたい。閣下に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月六日 ベレン宮廷

（国務尚書）セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

（リスボン高等法院院長ラフォエス公爵閣下）①

被災者に供給される食糧はかねて市内に貯蔵される食物品や地方から搬入された産物であろうが、交易都市の豊かさとして海外から輸入される貴重な食品にここでは注目したい。小麦などさきに述べた穀類のほか、輸入品としてはブラジルからの砂糖とインドからの胡椒が重要である。砂糖の栽培と精製は大航海時代からポルトガル

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, p.73.

人がとくに勤苦した事業であった。アメリカの歴史学者アンソニ・デイズニイは著書『ポルトガルとポルトガル帝国の歴史』において拓殖と砂糖の歴史をつぎのように語る。

火山性の肥沃な土壌、淡水の潤沢な供給、木材の豊富な産出、低地における温暖な亜熱帯気候。これらに恵まれてマデ이라諸島は、地中海世界のそとでヨーロッパ人が砂糖キビの移植に成功する最初の土地となった。トリスタオ・ヴァス・テクセイラによってマデ이라への植民が開始されとまもなく、義理の子息であるジェノヴァ人がおそらく持ち込み、航海王子エンリケじきじきに厚く推奨された。エンリケは栽培の専門家をもここに派遣するとともに、シチリアから数種の砂糖キビを取り寄せ、砂糖工場を建設する認可を与えた。以後歴代のポルトガル国王はこうした製糖産業を助成し、ジェノヴァの金融業者もこれに参与する。ヨーロッパ市場において砂糖への投資が多大利潤をもたらした。栽培の規模は急速に拡大した。(中略)

(ブラジルで) 砂糖の生産が定着するのは、一五三三年マルチン・アフォンソ・デ・ソーサがサン・ヴィセントで創業し、初めて輸出の品目に加えたときである。ほどなくデュアルテ・コエリヨが砂糖工場と砂糖キビ農園をベルナンビュロに設け、他の地域も次々とこれに倣った。こうした事業が相当の成果を挙げるには数年の努力を必要とし、新たな障害として一五四〇年代にはアメリカ先住氏の攻撃も激化した。しかし、一五六〇年頃にはベルナンビュロとバイヤで製糖産業が確立する。以後急速に規模は拡大し、ブラジルは世界最大の砂糖輸出处となった。初期植民地時代の繁栄としてその最盛期は一六三〇年オランダによるベルナンビュロ占領の直前まで続いたのである。当時ブラジルには三五〇の砂糖工場が建設され、うち一五〇はベルナンビュロに、八〇はバイヤで、六〇はリオ・デ・ジャネイロで操業していた。

多大の資本と高度の知識を必要とする近世初期の農林業のなかで、砂糖の生産は技術的にもっとも複雑で精妙な作業のひとつである。ブラジルでは最初に投資したのは、主として新教徒、イタリア人、ベルギー人であった。やや遅れて地元の商人が国際的な商易や慈善団体と連携する。十六世紀の後半ヨーロッパで需要が激増し、市場を活気づけたとき、すでにポルトガル人はマデ이라諸島やサン・トメ諸島における砂糖生産の経験し、多くの専門的技術者を擁していた。大西洋の島々に比してブラジルの気候条件はより好ましいばかりか、耕地もまた広大にして平坦であり、費用と労力のかさむ段丘栽培を回避できる。ベルナンビュロの沃野とバイヤの入江は豊饒な土壌によって稔り豊かであり、マデ이라の耕作者を苦しめるネズミの害や植物の病気も幸い受けなかった。

アンソニ・デイズニイ著『ポルトガルとポルトガル帝国の歴史』 ①

ブラジルにおける砂糖の生産量は十八世紀にはやや低下するが、たとえば一七四九年三月二六日リオ・デ・ジャネイロより出航し、同年六月二三日リスボンへ入港した軍艦ネセシダス号およびその副艦には、貿易商二十名が同乗し、莫大な黄金とダイヤモンドのほか、砂糖や皮革も積まれていた。金粉と金延棒を合わせて総計三百万クルザード強の黄金には遙か及ばないが、大箱、中箱、固形に仕分けられた砂糖の金額は四千クルザード弱に達

① A. R. Disney, *A History of Portugal and the Portuguese Empire*, volume II, Cambridge, 2009, No.1353-1359,

する。^①

同じく重要な輸入食品である香料については、歴史学者金七紀男によって精緻な研究がなされている。大航海時代マヌエル一世の治下におけるインド貿易をめぐり、同時代の史料を検討しつつ同氏は、たとえば一五〇五年リスボン出航、翌年同帰航の船舶について輸入の細目を明らかにする。

出航一五〇五年三月二五日 三〇隻

ドン・フランシスコ・デ・アルメイダ・マセールによれば、この船団の総費用は二五万ドゥカートに達した。後述するように、同船団にはドイツ人・イタリア人の商人団コンソルティウムが、六万五、四〇〇ドゥカートを投資していた。

帰航一五〇六年五月二二日五隻

五隻のうち、国王所有の船二隻、ドイツ人とマルキオー二家の所有二隻、残りの一隻はフェルナンド・グラ・ローニャというポルトガル人新キリスト教徒の持ち船である。

積荷：胡椒一万七、三〇〇キントル、生姜七〇〇キントル、丁子五〇キントル、このうち、民間人の取り分は胡椒九、八〇〇キントル。その他、綿織物など三、五〇〇ドゥカートがもたらされている。ブリウリによれば、胡椒一万三、七〇〇キントル、生姜四七〇キントル、丁子四七キントル、豆冠花五〇キントル、肉豆蔻八キントルの他に一万五、〇〇〇キントルの *spatie fino*（具体的には何を指すかは不明）さらにサ

① Boxer, *op.cit.*, pp.351-352.

ヌートによれば、胡椒一万三、五〇〇キントル、生姜四九五キントル、丁子四〇キントル、豆蔻花八キントル、肉豆蔻二五キントルを含め全部で二万五、〇〇〇〜三万キントルという数字をあげている。（中略）

最後に、一五〇五―一五〇六年の船団を例にとってインド香料交易の採算の問題について考察する。一五〇五年三月二五日フランシスコ・デ・アルメイダの船団は、前述の通り銅三、五〇〇〜四、〇〇〇キントル以下の金属類五五、五五〇〜六三、九五〇ドゥカートを含む八万ドゥカートの船荷を積み込み、翌一五〇六年約二万八、〇〇〇キントルの香料をもたらした。その荷価は現地の購入価格では八万四、〇〇〇ドゥカートで、ほぼ対価物と同額である。また、リスボンの売却額にして六一万六、〇〇〇ドゥカートとなる。

ところで、この船団はイタリア・ドイツの商人団コンソルティウムが参加したことで知られており、すでに大塚久雄氏によっても紹介されている。カ・マセールによれば、船団の総経費二五万ドゥカート、そのうちイタリア・ドイツの商人団による投資額は六万五、四〇〇ドゥカート、イタリア人二万九、四〇〇ドゥカート、ドイツ人三万六、〇〇〇ドゥカートがそれぞれの持ち分であった。ハイトによれば商人団の船三隻はドイツ人の持ち船であった。

いま、彼らの投資額六万五、四〇〇ドゥカートすべてで胡椒を購入したとすると、現地での買い取り量は二万一、八〇〇キントルである。帰航後、そのうち三割が国王から税金として徴収されたとして、残りは一万五、二六〇キントル、リスボンの売却額で三三万五、七二〇ドゥカートとなる。投資額だけで他の経費を計算に入れないと、商人団は二七万〇、三二〇ドゥカートを手にしたことになる。投資額の約四倍の利益である。

リビエラ王宮の財貨と同じく、インド商務館等の納められた物資も地震と津波によって大量に流失したであろう。しかし、地震の発生から王宮一帯の大火までには二十時間もの間隔があり、その間に掠奪の機会が存したはずである。処刑された罪人の告白によれば、この一帯では放火も企てられた。なお、インド商務院の被災によって、海外交易に関する貴重な史料も多く消失した。金七紀男の論文には左記の註が付せられる。

一七五五年十一月一日リスボンを襲った大地震とそれに続く大火のためにドン・マヌエルによって建造された宮殿と隣接するインド商務院は灰燼に帰し、商務院に保管されていた海外交易に関する文書はすべて消滅した。その中には十六世紀初頭から一六三四年までの三二巻に及ぶ「インド船団補給録」や一五〇三年からのインド船団の乗組員および蟻装に関する記録を含む「インド商務院摘要録」、「インドの香料・薬物・商品取引法」その他ぼう大な会計記録が保存されていたことが知られている。この「インド商務院法」は商務院の外にその写しが保存されていたために消滅から逃がれることのできた貴重な資料である。②

① 金七紀男「マヌエル一世期(一九五一年―一五二一年)におけるポルトガルの香料交易 II ―インド商務院の活動を中心に―」東京外国語大学論集第四〇号(一九九〇年)、二四八―二四九、二五七頁。

② 同書、二四二頁。

五 バルバリ海寇の監視と防衛

テージョ沿岸の警備と防衛を指示する勅令がこの日もロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに発せられた。ここではイギリス大使からの警備要請とアイルランド船からの危険警報がとくに明記される。沿岸防衛に係つてとりわけアイルランドに言及されるのは、同国の歴史にバルバリ海寇の甚大な被災が刻まれるからであろう。

緊急政策第四三 発令一七五五年十一月六日ノ四 国外へ出航する船舶の監視をロドリゴ

・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令

(『緊急政策編纂』第六ノ八国外へ出航するすべての船舶を巡視すべく、ロドリゴ・アントニオ・デ・

ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令)

【勅令】

国王陛下におかれては国外へ出航する船舶への嚴重な巡察をロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下に命じられ、イギリス大使の書状を添付された。

また、不審な事実を察知した、とフィゲイラ到着のアイルランド船、ロベルト・イ・アルマ号の乗組員から確かな情報が寄せられた。貴官に神護が授けられることを祈る。

一七五五年十一月六日 ベレン宮廷

(國務尚書 セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下)

①

緊急政策第四の勅令もアルガルヴェに関わるが、ここでの指令は生活物資の支援ではなく、バルバリ海賊への防衛である。ながらくイスラム圏に属したアルガルヴェは、グラナダなどスベイン南部とともに、その地勢と習俗をムーアに熟知され、海寇の好餌とされていた。ここでは海賊の上陸と侵攻に備えて、騎兵隊の出動がとくに要請される。

緊急政策第四 発令一七五五年十一月六日ノ五 アルガルヴェへの軍隊出動をタンコス侯爵に命じる勅令

『緊急政策編纂』第七ノ二 アルガルヴェ国海岸に騎馬兵五中隊を出動させるようタンコス侯爵に命じる勅令)

【勅令】

謹白。

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.117-118.

国王陛下は以下の事態を明察され、タンコス侯爵に施策を命じられた。すなわち、今月一日の大地震が要塞の破壊と住民の離散を惹き起し、アルガルヴェ国はムーア人の侵害に曝されている。そのため、同国海岸へ騎馬兵五中隊を早急に出動させることが肝要である。貴官に神護が授けられるよう祈る。

一七五五年十一月六日 ベレン宮廷

(國務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(タンコス侯爵閣下)

①

フレイレ編纂の第七項目は被災したアルガルヴェ沿海部およびセトゥーバル市街への救援と題するものである。ここには当地における救援活動と危機管理のなかで、ムーア人海寇への防衛も指示された。仕分けされた法令は十一月五日付でアルガルヴェとセトゥーバルについて各一件、同月六日付でアルガルヴェについて一件、同月十日付でセトゥーバルについて二件、同月十四日付でセトゥーバルについて一件が含まれ、さらに一七五七年九月以降の公文書一件が付加される。最後の公文書に関する説明も、第七項目解題に含まれるが、記載の事項も作成の年月も他の法令と著しく異なるため、本稿では別途あらためて検討する。

フレイレ編『緊急政策編纂』解題

第七項目 被災したアルガルヴェ沿海部およびセトゥーバル市街への救援

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, p.128.

こうした危機管理で救われたのはリスボンだけでない。首都と同じく隔離と艱苦に曝された多くの地域に、数々の緊急政策が同時に等しく適用された。ともあれ住民を平静にさせるべく、医薬が海路で届けられた。リスボンを壊滅させた地震によって、アルガルヴェ国も甚大な被害を受けたと奏聞されるや、国王陛下は同国総督ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ閣下に勅令を授けられ、住民の生存と救済のため即刻必要な物資をすべてを送付させるよう命じられた。

すべての措置のなかでもっとも肝要な任務は、他国の艱難に乗じる蛮行、ムーア人の襲撃を港灣で阻止することである。こうした脅威を早急に根絶すべくタンコス侯爵（ジョアン・マヌエル・デ・ノロンハ）将軍にも王命が下され、アルガレヴ沿海部の防衛のために騎馬兵五連隊を出動させること、また未曾有の災厄と惨状に動揺し、孤立無援の状態にある大半の住民を勇気づけることを命じられた。

リスボンに匹敵する震災に襲われたセトゥーバル市についても、バタルハ・ペドロ・デ・ソウサ・カステロブランコ曹長に即刻訓令が発せられ、首都と同等しく当地でも緊急政策の執行に努め、ペストと飢餓の脅威に対処するとともに、不測の事態に乗じた盗賊と離脱者を処罰するよう命じられた。

かかる状況でとくにひとつの事態が懸念された。すなわち、我らの震災が海外の領土へ報ぜられ、巨大な地震と凄惨な罹災が知れ渡れば、各地の貿易商が騒乱を怖れてポルトガルとの通商を取りやめ、商品発送の停止によってリスボンの商易を途絶させることである。我らの全面的な破滅に通じる深刻な危機に瀕しつつ、震災が明らかになるや、国王陛下は懇切なるご高配を示された。銷沈した人々を勇気づけるため、アメリカや東インドへ向けて種々の船舶が派遣されたのである。兵器廠と貯蔵倉庫がすべて壊滅し、航海の要員も離散しながら、国土回復を目指すかのように十三艘の軍艦が出航し、通常の船隊と同じ任務を果たした。かかる

緊急政策によって奇蹟を為政者も成し遂げたのである。それに基づいて緻密な作業を重ねたが、冗長となるため記載は省略する。万全の配備によって幾多の偉業が達成され、国王陛下によって王都が防禦されたことを、後世に伝えよう。①

補論 アイランドおよびポルトガルにおけるバルバリ海寇

モンデゴの河口に位置し、古都コインブラに通じるフィゲイラは、水産業と造船業に秀で、古来交易の要地であった。ロベルト・イ・アルマ号はこの港町とダブリン等を往復する商船であろう。リスボンでは下層の在留民として沢山のアイランド人は働き、震災の状況はとりわけ悲惨と伝えられる。彼らの祖国については有名な女流海賊**などの活躍も記録されるが、南部海岸のコーク地方はイスラムの海寇によって甚大な被害に曝された。勅令に誌されるロベルト・イ・アルマ号からの情報は、海賊の出没に敏感な民族の友誼ある助言と思われる。

一六三一年アイランドの漁村バルティモアにおける海寇は、その規模と惨状によってとくに著名である。イスラム教徒に改宗したオランダ人ムラード・ライスを隊長とし、トルコ帝国の親衛歩兵師団に援護されて、六月

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, pp.18-20.

二一日深夜二時アルジェリアの海賊は、人口二百の風情ある浦里を襲撃した。①アイルランドの新聞人デス・エキンによる近著は、バルティモア海寇の全容についてつぎのように語り始める。

獲物を狙って黒い鯨が海中を飛翔するように、バルバリ海賊の小舟が月に照らされたロアリング・ウオーター湾の水面を音もなく進んだ。

盗取した漁船の櫓は正確に動き、嵌め込んだ木片が微かな水音をも隠す。黎明まで二時間と迫り、襲撃の決定的瞬間が来た。

海賊は砂利浜へ上陸し、物音が響かぬよう用心しつつ、海岸沿いに黙々と集結した。

近くではバルティモアの村人が、悪いも争いもなく眠っている。彼らの家々から数ヤードの地点で、二百名以上の遊撃隊が襲撃の姿勢に入ったのに。

村人が警戒する事由もなかった。コーク州西南部の小さな港町として、一世代前に侵略された経験もあるが、その時期の侵略者はスペイン国王フィリップ二世のカトリック軍であった。その後平和は回復され、脅威は遠退いた。

しかし、今回の侵略者は様相を異にする。

彼らには見るも怖ろしい軍勢であった。バルバリ海賊はマスケット銃と鉄の棍棒を携え、戸口をこじ開けた。

① Adrian Timmiswood, *Pirates of Barbary, Corsairs, Conquests, and Captivity in the 17-Century Mediterranean*, New York, 2010.

トルコの軍隊は鮮紅色の胴衣と羽毛飾りの帽子を纏い、完全武装で銃砲と三日月刀を携えた。

それらの兵士はトルコ皇帝親衛の著名な歩兵軍団、高度な軍事教育を受けた精鋭部隊である。本来は禁欲的な布教の戦士として育成され、戦場の外では修道士風の瞑想的な習性を保持している。しかし、戦端を開くや、彼らの猛然たる突撃と陣太鼓の爆鳴によってキリスト教国最強の軍隊をも戦慄させた。(中略)

親衛歩兵軍団は攻撃の地歩を堅め、武器を構えた。熟練した射手が火縄に油を引き、弾丸を一斉に発射した。松明が燃え立ち、隊長モラトの号令によってこの世の地獄が現出する。

バルティモアの村人に避ける余裕はなかった。悲鳴を挙げて、起き上がる。質素な門戸は鉄の棍棒で難なく割られ、倒壊して微塵に砕かれた。農家の藁屋根に放火までなされる。六月の宵闇に火炎が赫々と燃える。数分にしてバルティモアは焼尽した。

息は喘ぎ、目は眩みつつ、村人は街路に殺到し、悪鬼のごとき闖入者に出会う。歩兵は怒号して三日月刀を振りかざし、バルバリ海賊は非道で猥雑な威嚇によってキリスト教徒の被害者を慄然とさせた。(中略) 海賊は村人を捕捉し、容赦なく拉致した。これら捕囚の五分の四は女性と子どもであった。モラトがどこかで拿捕した粗末な漁船二艘に彼らは詰め込まれ、新たな奈落の苦渋、耳を聳る傷嘆と叫喚に曝される。子は父を捜して叫び、妻は夫を求めて泣き、老人はありえぬ解放を願って、叶わぬ祈りを続けた。

(デス・エキン著『盗奪された村落ーバルティモアとバルバリ海賊』 ①)

① Des Ekin, *The Stolen Village, Baltimore and the Barbary Pirates*, Dublin, 2006, pp.18-19, 21, 26.

一六三一年バルティモアへの襲撃で拉致された住民は三一家族一〇七名に及び、さらに二名が殺害された。なかでも多数が捕えられた一家として、ウイリアム・ギンター家は夫妻、息子六人、下女ひとりの計九名、リチャード・ロレイエ家は夫妻、ひとりの妹、子ども五名の計七名などがある。バルティモアの住民が詰め込まれた船舶には、他の地域で捕獲された四七名が繋がれた。すなわち、フランス船舶への攻撃で拘束されたフランス人十七名、英国本土のダルトマウスで虜となったイギリス人九名、アイルランドのダンガルヴァン沖で襲われた九名。さらにさまざまな国籍十二名のなかにポルトガル人九名も見出される。①

海寇によって港町バルティモアは壊滅し、その災禍がアイルランドで語り継がれる。二世紀を経た一八四四年国民的詩人トーマス・デイヴィスは、小国の苦難と矜持を痛切に詠った。叙事詩「バルティモア海寇」は、代表作のひとつとされるが、既存の邦訳が見当たらないため、ここに全文を試訳する。

トーマス・デイヴィス「バルティモア海寇」

夏の陽光 カールベリの諸島百余を照らす。

夏の陽光 ガブリエルの細微なる山道にも注ぐ。

崩れかかるイニシエルキンの古刹 羽抜けせる鳥の如く、

聞ゆるは 穏やかに寄せ来る潮騒。

① Ekin, *op. cit.*, pp.146, 423-426.

漁船海辺に錨を降ろし、子どもら遊び疲かる。

旅人客舎より出立し、家族礼拝に疏く。

愛と平和と安息をかく享受し、

日々の労働を果たす。

快美な入江にバルティモアは位置せり。

険しい街路の低い屋根 いずこも寝静まる。

微かな足音 愛の忍びか。

突如不穏なる騒乱。悪夢なるや。

いな、「屋根が燃える！」

寝台より跳ね起き、出口へ駆ける。乙女も、夫も、妻も。

「許さじ」と閃めく剣、玄閼の敷石に映る。

阻むのは髭面の黒い顔、白色や緋色の肩掛けで覆い。

「覚悟せよ！」かかる大喝 祈りと叫びと喚きを圧せり。

おお、イエスのご加護を！

バルティモア、アルジェリア人に占拠さる。

若者の首筋に 彼ら三日月刀を振りかざす。

息子を刺した剣で、母親の腕に極印を刻む。
さらに祖父を床に倒し、幼き孫を捕捉す。
子どもに添寝せる乙女、喘ぎつつ逃げ行く。
しかも見よ、海賊首を絞め、土足で踏み倒す。
アイルランド人の素手、シリアの鉄拳に打ち碎かる。
人倫の途絶、気概の消滅、町並の荒廃、
かかるバルティモア いつの日か海賊への復讐を果さむ。

真夏の朝 森では鳥の囀り。

乳搾りの女姿見せず、泉にも人影なし。

真夏の昼 都市バンドンから瀟洒な馬車、
愛しき人を索じ、疾駆せり。

嵐のスクル溪谷を越え、アフアダウンの船も来たる。
見ゆるは流血の聚落 荒墟に煙る炎のみ。

行方辿れば、荒らされし浜辺、

沖合を搜索し クレイレ岬に迫れば、

五リーグ先に霞む かの海賊船、

掠奪のバルティモアからいち早く韜晦し。

虜囚の地アフリカ！

こなたの人々 ガレー船の漕刑に処せられ、
かなたの人々 厩舎の馬丁として酷使される。

隊長に長煙管を供する子ども、

太守の投げ槍を磨く若者。

あるいはダーダネル海峡の兵器廠で苦役し、
あるいは隊商に加わり、メッカの砂山へ遠征する。

バンドンの美丈夫と恋仲なる乙女

見染められて 宮仕えに召され、

後宮の奥深く 太守を刺す。

即座に自刃して 壮絶な最期

気高き姿 微笑して詠ず。

われ真に ケルトの祖オドリスコルの子孫、
瞋に浮ぶは バルティモアのみ、と。

海寇に破壊され 暗鬱な二年過ぎぬ

大広場の周囲 破損した家屋連なる。

絞首台の高みに 叫喚せる罪人ひとり見ゆ。

処刑されるは アルジェリア海賊への内通者、

ドンガルヴァンの住民、アイルランド人たるハケット。

臨終への弔鐘を 群衆の怒号圧せり。

この男殺害せるは 当地の同胞百名を超ゆる。

ノルマン侵入の案内人マックヅルシャドを想起しつつ、

バルティモアのユダと みな彼を罵倒せり。

『トーマス・デイヴィス詩集』（一八六〇年刊） ①

一八一四年アイルランド南岸のコークで出生したデイヴィスは、トリニティ・カレッジで法律を修め、弁護士を勤める傍ら、民族自立と文芸復興の思潮に参加した。彼の主宰による新聞『ザ・ネーション』を旗印に、政治的・文化的改革をめざす青年アイルランド派が結成され、英国に抗する独立運動の指導者ダニエル・オコネルを援護する。民族自立の悲願が詩作「バルティモア海寇」の全体を貫くことは言うまでもない。卓越した才幹に期待を寄せられたデイヴィスは、この詩作の翌年熱病に冒され、三一歳の若さで急死した。② 折しも全島に空

① Thomas Davis, *Poems*, New York, 1860. pp.132-136.

② Charles Gavan Duffy, *Thoma Davis, the Memoirs of an Irish Patriot*, London, 1890. pp.363-367.

Christine Kinealy, *This Great Clamity, the Irish Famine*, Dublin 2006. (Kindle). no.4043-4067, 6655,6674.

前の大飢饉が襲って百万人以上の死亡、二百万人以上の国外移住を惹起し、青年アイルランド派の蜂起も英国国王軍によって鎮圧された。

バルティモアを破壊したムラード・ライス、本名ヤンス・ズーンはオランダのハーレムに生まれ、スペインに抗する私掠船に従事した。一六一八年ムーア人の捕虜となってイスラム教徒に改宗し、共和制の海賊国サレでは軍部の要人として、アルジェリアでは海賊の幹部として手腕を発揮する。バルティモア襲撃の四年前、一七二七年にムラードは改宗したデンマーク人の導きを受けて、遙か北極圏の近く、アイスランドへの遠征を執行した。こうしてイギリス人やオランダ人をも含む海賊団は、四艘のガレー船に分乗し、六月二十日アイスランドの西南端グリンズヴィックへ上陸した。この海寇によって北アフリカに拉致されたアイスランド人は、四百名とも八百名とも伝えられる。①

アイスランドやバルティモアと同じく、アルガルヴェへの海寇は、物資と財貨の掠奪よりも、しばしば大勢の住民を拉致する所謂奴隷狩を主眼とした。ロバート・デイヴィス著『キリスト教徒の奴隷、イスラム教徒の所有者―地中海バルバリ海岸における白人奴隷一五〇〇年―一八〇〇年』は、こうした白人奴隷狩について規模の大きき、攻撃の凄絶さ、捕囚の悲惨さをつぎのように描写する。

① Bernard Lewis, *Corsairs in Iceland. in Revue de l'Occident musulman et de la Méditerranée*, no.15-16, 1973.

Mélanges Le Touneau. II. pp.139-141.

Ekin, *op. cit.*, pp.55-57.

個々の船舶で虜にする人数は十人程度であるとしても、バルバリアの海賊は海上で一万人も捕虜を獲得した。しかし、陸上の奴隷狩はより大規模で壮絶であった。地中海北域は年々暴挙と掠奪の嵐に襲われ、そうした奴隷狩が沿岸部の住民にいまも伝説として伝えられる。たとえば、アルジェリアの海賊は一五四四年ナポリ湾で七千人を拉致し、一五五四年にはカラブリアのヴィエステで六千人を襲撃した。一五六六年グラナダで捕虜にしたのは、女性と子どもを含む四千人である。トルコ帝国の艦隊が手を引いたのと、沿岸部の住民がひたすら逃亡したため、十七世紀にはやや下火になった。とはいえ、ときには幾千人もの勢力でバルバリアの海賊が上陸し、一六一七年マデイラ諸島で男女千二百人、一六二七年アイスランドで約四百人を拉致にした。カラブリアでは一六三六年に七百人、一六三九年に千人、一六四四年には四千人を虜にする。「トルコの悪辣な海賊が」と一六四〇年ロンドンへの至急便は報じる。「ペンザンス近くのコルニツシュ海岸で六十人の男性、女性、子どもを拉致した。一六四一年イギリス行バケット船ジョン・フィルマー号が、アイスランドのユーガルから出港して数時間後、アルジェリアの海賊に襲撃され、船客一二〇名が奴隷にされ、全員烙印を押された。〈中略〉

海賊に拉致された人々の内訳を調べると、女性の住民が比較的多いことに衝撃を受ける。総数からすれば、バルバリ諸国の奴隷となった女性は僅少であり、大抵の地域ではヨーロッパ人奴隷全体の五パーセントにすぎぬようである。襲撃する商船に女性の乗客や乗組員が潜む確率は低く、女奴隷のほとんどは陸地で拉致され、そうした白人虜囚の八分の三を占めるとも推算される。バルバリ諸国のハレムや邸宅に繋がれた女性は、おそらく十人のうち八人まで船舶からではなく、沿岸の村落から連行された。もともとバルバリの奴隷市場におけるハレムの侍女や邸宅の奴婢への需要に応じるためか、彼女らが男衆よりも逃げ足が遅く、ときには

子連れでもあるためかは判らない。

自宅から逃れた沿岸部の人々は、首都から遠い場合、最寄りの小都市へ向かう。だが、防備が充分であっても、彼らの隠れ家を海賊は易々と襲撃する。避難民が押し寄せたとき、中都市でさえ海賊の正面攻撃に抗することはできない。海辺で一挙に捕獲できる奴隷は数十人であるが、都合よく一カ所に集合した人波からは、千人以上を虜囚にできる。都市の住民は避難民の殺到を見て、富裕なわれらを海賊はつぎに狙うと慌てる。こうして全市の恐慌状態が、ますます奴隷狩りを容易にするのである。

ロバート・デイヴィス著『キリスト教徒の奴隷、イスラム教徒の所有者

―地中海バルバリ海岸における白人奴隷一五〇〇年―一八〇〇年』 ①

拉致された住民は一方ではガレ船の漕ぎ手やハレムの寵姫として売られ、他方では奴隷として公共の苦役や邸宅の雑務に使われる。しかし、身代金の支払によって俘虜が救出されることもあり、『ドン・キホーテ』の著者ミゲル・デ・セルバンテスもそうした運命に遭遇した。一五七〇年トルコ艦隊に対するレバント海戦に従軍したセルバンテスは、その五年後イタリアでの駐屯を終えて、弟とともに帰国の途上、スペイン近海でバルバリ海賊船に襲撃された。果敢な抗戦も空しく、兄弟を含む数名の軍人は、アルジェへ拉致され、俘虜として五年間繋かれた。数次に及ぶ脱出の計画や毅然たるセルバンテスの挙止など、ヘンリ・ワットの伝記は捕囚の日々につい

① Robert C. Davis, *Christian Slaves, Muslim Masters, White Slavery in the Mediterranean, the Barbary Coast, and*

でも詳細であるが、ここでは身代金解放の段落をのみ転記する。

父親ロドリゴ・セルヴァンテスは、一五七九年に逝去し、ミギエル解放の重責が母親レオノル・デ・コエルティナスと寡婦である妹アンドレアに引き継がれた。ふたりの女性には辛苦して三〇〇ダカット（三三〇〇レアル）まで身代金を工面し、さらに各所からほぼ同額の資金を借り受ける。レデンブートル会修道士にしてスペインの公式身請人ジョアン・ギル神父に彼女らはこれらを託した。俘虜買戻しの使命を帯びて、神父は一五八〇年五月二九日アルジェに到着する。しかし、太守ハッサンは六〇〇ダカットの身代金を拒否し、差一〇〇〇ダカットを要求した。彼がデリ・マミからセルヴァンテスを買収受けた倍額なのである。太守には本国から召還の指令が届き、その地位を後継者ジャフィエルに譲る間際にあった。コンスタンチノーブルへの旅の用意が調い、セルヴァンテスなど同行する奴隷全員も足鎖に繋がれ、ガレー船の甲板にいた。無二の機会が消え去るのに動転したギル神父は、当地の商人等へ必死に懇願し、まさに最後の瞬間スペイン金貨五〇〇エスクドの追加を差し出して、太守を納得させた。こうしてセルヴァンテスは五年間のから解放され、九月一日ふたたび自由の身としてガレー船から降り立ったのである。

ヘンリ・ワット著『ミゲル・デ・セルヴァンテス―その生涯と作品』（一八九五年刊）①

身代金の支払による白人奴隷の救出がポルトガルでは歴代王権の経費とカトリック教団の援護のもとに一括し

① Henry Edward Watts, *Miguel de Cervantes, his Life & Works*, London, 1895, pp.54-56

て行われた。さきに紹介した論文「十八世紀リスボンにおけるアルジェリア海寇の脅威」のなかでアルベルトは、一七二〇年、一七二六年、一七五四年の一括解放をやや詳しく叙述している。

ジョアン五世とジョゼ一世の御代には、虜囚を救出する身代金の総括的な支払が七度行なわれた。うち五度はアルジェに、二度はメキネズに係わるものである。ふたつの都市で俘虜として繋がれたキリスト教徒、総計一三六四名がこうした支払によって解放された。そこにはリスボンやテージョ沿岸の住民も含まれる。

一七二〇年の支払で、アルジェから救出された三六五名のなかで、三五名がリスボンの住民、二名がテージョ沿岸の住民であった。彼らの職種は船乗り、かしめ工、桶屋、船長、水先案内人などである。船長アマロ・アントネスは、十四年間の捕囚を経たのち、四一歳にして解放された。水先案内人フランシスコ・フェレイラは四年間繋がれて、三十歳のとき自由の身となった。一七二六年にも身代金が支払われる。アルジェから救出された二一四名のうち、六名はリスボン育ちであった。二三名のポルトガル人をガレー船に繋ぐイスラム勢力に、国王が身代金による解放を提議したのは、その三年前である。メキネズへの支払なされたときに、アルジェでの解放もようやく実現された。そのときサルタン自身が言い放った。そうした虜囚をすべて解放するのは、ポルトガル人に捕らえられ、ポルトガルに繋がれる奴隷をそちらが解放したときだ、と。これを受けて全国的な調査がなされ、イスラム教への信仰を堅持する奴隷がリスボンで集められた。棄教してキリスト教に改宗した奴隷は交換の対象としないのである。イスラム教徒の奴隷四五名はトリニテ会の神父に伴なわれ、北アフリカのポルトガル植民地、マザガンへ来てキリスト教徒の虜囚と交換された。こうして五名のリスボン育ちを含むポルトガル人一一三名が自由の身となった（中略）

大地震の前年またはアルジェリアから身代金が要求された。二二八名の虜囚が救出され、その内訳は漁夫五六名、海員四五名、さらに捕獲された船舶の乗客二十名である。より詳しく述べれば、カパリカの漁夫一名、アレメンテラの水夫六名、リスボンの住民七名含まれ、四五歳の漁夫アントニオ・マルチンスが四カ年の繋囚、五三歳の漁夫ジョゼ・ゴンサルヴエスが二カ月、四二歳の漁夫ジョゼ・ドス・ブラゼレスが三カ年半、二四歳の漁夫ニコラウ・ロドリゲスが三年半、三五歳の水夫マヌエル・ダ・シルヴァが五カ年、四二歳の船客ベドロ・ジョアン・アルヴァレスが四カ年それぞれ繋囚に留められ、ジョゼ・ゴメスは釈放後アルジェリアの病院で死亡した。

こうした名簿にはリスボンやテージョ沿岸の住民が見出され、水辺での暮しがアルジェリア海賊の好餌であることを感じさせる。繋ながれる歳月の長短は、身代金をいつ要求されるか、引受人である聖職者に奴隷主がいつ応じるかに依存した。

解放された虜囚はリスボンへ上陸すると、サン・パウロ教会へ集合し、祈祷行列に護られてリベイラ王宮や慈愛教会を経て、トリニテ修道院へと市街を行進した。

アルベルト「十八世紀リスボンにおけるアルジェリア海寇の脅威」 ①

さらに一七三一年の身代金支払について史料を点検すると、同年印行された公文書には、解放された捕囚一九三名の経歴と身代金の金額が列記されている。国王ジョアン五世の命により休廷の信教・聖職局では同年五月に

① Alberto, *op. cit.*, pp.137-139.

一括解放の準備を開始し、経験豊かなふたりの神父、シマオ・デ・プリトおよびジョゼ・デ・パイアを救済人に任命した。経理と記録を担当する他の三名を伴って、神父らは八月十五日イギリス船地中海号によってリスボン港を出発し、同月二十七日アルジェ市の宿舎エスモラ館に到着した。身代金解放の交渉は個々の金額をめぐってかなり難航し、ようやく十月十九日買い戻された捕囚全員とともにリスボンへ帰還する。これに先立ってジョアン五世はマフラのサン・パウロ教会へ四日間祈祷のため籠もり、ひとまず捕囚を休養させたトリニテ修道院では感謝の祈祷行列が営まれた。① 報告書の捕囚一覧はをここに抄訳する。

国王陛下ジョアン五世陛下の王命に基づき、一七三一年アルジェ市で
身代金支払により解放された捕囚一覧

◎聖職者の部

一 ジョセフ・デ・ラセルダ神父。

① *Relação dos cativos, que por dem Delrey Nosso Senhor D. Joao V. Resgataram na Cidade de Argel, 1731.*

Lisboa, 1731. pp.1

Maria da Conceição Martin Alberto, *Um Negócio Piedoso : o Resgate de Cativos em Portugal na Época Moderna,*

Tese de Universidade do Minho, 2010.pp.183, 282-285

ニ
ホルトガル・カルモ会修道士、ファヤル島出身にして同島修道院所属、二八歳、捕囚期間一年。
身代金（ホルトガル貨幣で）一六四、〇六〇レアル、うち国庫支払一一六五、六八八レアル。
フランシスコ・ロシャ・リマ神父。

三
サン・ベドロ会聖職者にしてグラン・バラ大聖堂参事会委員、ボンテ・デ・リマ出身にして四二歳、
捕囚期間三年。身代金国庫支払一三二八、二五〇レアル。

フランシスコ・ルイズ神父。

サン・ベドロ会聖職者、テルセイラ島ヴィラ・ダ・プライヤ出身、三七歳、

捕囚期間五年。身代金国庫支払一三二八、二五〇レアル国庫支払。

四
フランシスコ・ザヴィエル。

小宗派聖職者。マヌエル・マセド・デ・ソウサの子息。

五
◎女性・老齡者・年少者（十五歳未満）の部

マリア、ヴィエガス。

六
アルガルヴェ国タヴィラ市出身、六十歳、捕囚期間一年。身代金国庫支払三六〇、七五〇レアル。

カタリーナ・ジェスス。

アルガルヴェ国アラゴア出身、五十歳既婚、捕囚期間一年。世話する近隣の子ども四人とともに
自宅からムーア人に拉致されたが、全員が身代金解放の対象にできるよう、アルジェにおいて自身
の子どもであると申し立てた。身代金うち国庫支払六三〇、〇〇〇レアル。

七
ルイザ。

マヌエル・ジョルジュとロレンサ・マリアの娘 七歳、捕囚期間一年。身代金国庫支払

六三〇、〇〇〇レアル。

八
テレーザ。

前者の妹、四歳、捕囚期間一年。身代金国庫支払六三〇、〇〇〇レアル。

九
フランシスコ・ジョルジェ。

前者の兄、十一歳、捕囚期間一年。身代金国庫支払六三〇、〇〇〇レアル。

十
ジョアン。

前者の弟、三歳、捕囚期間一年。身代金国庫支払六三〇、〇〇〇レアル。

十一
フランシスコ・リベイロ。

ルイズ・デ・アモルの子息、アルガルヴェ国ファロー市出身、十三歳、捕囚期間一年。

身代金 国庫支払三八二、五〇〇レアル。

十二
アレクサンドレ・フェレイラ、十五歳、ベルシオル・フェレイラの子息、セトゥーバル出身、
捕囚期間一年。身代金国庫支払七八〇、〇〇〇レアル。

以下の年少者二一名については省略する（訳者）

◎成人 頭文字Aの部

三四
アントニオ・シモエンス。

故マヌエル・シモエンスの子息、リスボン市出身、十八歳、捕囚期間五年。身代金うち国庫支払七八〇、〇〇〇レアル。

三五 アブスチンホ・ド・ヴァレ。

ルカス・ド・ヴァレの子息、ヴィアナ出身、二十歳、捕囚期間四年。身代金国庫支払四一七、七五〇レアル。

三六 アブスチンホ・レンゴソ。

ヴァレンサ出身、十八歳、捕囚期間八ヶ月。身代金国庫支払四一七、七五〇レアル。

三七 アントニオ・レアル。

マリア・ホメンの夫、ピコ島出身、三十歳、捕囚期間五年。身代金国庫支払二八八、七五〇レアル。

三八 アントニオ・ロベス。

マデイラ島出身、二五歳、捕囚期間三年。身代金国庫支払三六〇、七五〇レアル。

三九 アントニオ・マヌエル。

ドニンゴス・マヌエルの子息、大工親方、ヴィラ・ド・コンデ出身、三五歳、

捕囚期間三年。身代金国庫支払五四六、八七五レアル、ほかに九五、八七五レアル。

四十 アントニオ・ペレイラ。

故トメ・ペレイラの子息、植皮親方、ペニシエ出身、二八歳、捕囚期間四年。身代金国庫支払

六四二、七五〇レアル。

四一 アントニオ・ゴメス。

ルイザ・ゴメスの夫、植皮親方、ヴィアナ出身、三十歳、捕囚期間五年。身代金国庫支払六四二、七五〇レアル。

四二 アントニオ・ダ・コスタ。

フランシスカ・ダ・エスペランサの夫、桶屋、テルセイラ島出身、五十歳、

捕囚期間一年。身代金国庫支払六四二、七五〇レアル。

四三 アントニオ・ピレス・モリン。

マリア・ダ・コンセイカオの夫、大工親方、サンチャゴ・ダ・アモレイラ出身、五十歳、捕囚期間五年。身代金 国庫支払五四六、八七五レアル、ほかに九五、八七五レアル。

四四、 アントニオ・フランシスコ。

ロウレンソ・デ・ソウサの子息、植皮親方、サン・ミゲル島出身、二二歳、捕囚期間三年。

身代金 国庫支払六四二、七五〇レアル。

四五 アントニオ・ゴンザレス。

マリア・ロドリゲスの夫、ヴィアナ出身、四二歳、捕囚期間四年。身代金国庫支払四五五、二五〇レアル。

四六 アントニオ・ダ・コスタ。

マノエル・ダ・コスタの子息、サン・ミゲル島出身、二五歳、捕囚期間三年。

身代金 国庫支払四五五、二五〇レアル。

四七 アントニオ・モニズ。

マリア・デ・メデイロスの夫、サン・ミゲル島出身、五二歳、捕囚期間一年。
身代金 国庫支払四五五、二五〇レアル

四八 アントニオ・リベイロ。

フランシスコ・ヌネスの子息、ファロ市出身、二二歳、捕囚期間一年。

身代金 国庫支払三一五、〇〇〇レアル。

四九 アントニオ・ペレイラ。

マルタ・ロザリオの夫、サン・ジョルジェ島出身、二六歳、捕囚期間一年。

身代金 国庫支払三四八、七五〇レアル

(以下の頭文字BからVまでの成人一三五名については省略する 訳者)

◎ チェニス市への身代金支払により解放された捕囚

一八四 ジョアン・ロドリゲス。

ビコ島出身、三十歳、捕囚期間十七年。

身代金 国庫支払二四三、七五〇レアル。

一八五 マヌエル・デ・ソウサ。

リスボン出身、四五歳、捕囚期間二十年。

身代金 国庫支払二四三、七五〇レアル。

一八六 ルイズ・アマロ。

フアヤル島出身、五十歳、捕囚期間二十年。

身代金 国庫支払二四三、七五〇レアル。

◎ ムーア人支配下のガレー船漕役から解放された捕囚

一八七 ジョセフ・デ・ボヴォス。

マヌエル・ダ・シルヴァテヴの子息、ミゲル島出身、二五歳、捕囚期間三年。

身代金支払先はアルジェ出身のムーア人アブラ・ジイオ。

一八八 ジョアン・バチスタ。

ゴア出身、三十歳、捕囚期間五年。

身代金支払先はオラン出身のムーア人ハモ。

一八九 セバスチアン・ロドリゲス。

ジョアン・ロドリゲスの子息、ブラガ市出身、三五歳、捕囚期間五年。

身代金支払先はイズミット出身トルコ人のオマール。

一九〇 マヌエル・ノゲイラ。

ドミンガス・ソウサの夫、セトゥーバル出身、六十歳、捕囚期間四年。

身代金支払先はチェニス出身のムーア人アルチファリ・アグニスネ。

一九一 アントニオ・ゴメス。

前者の子息、十八歳、捕囚期間四年。

身代金支払先はアルジェ出身のサイン。

一九二 アントニオ・ドス・レイス。

マヌエル・レイスの子息、グラシオサ島出身、三十歳、

身代金支払先はコロリア人ヌフタサ・アレエス。

一九三 フランシスコ・ドミンゴス。

イグネス・フランシスカの夫、ペニチェ出身、四四歳、捕囚期間五年。

身代金支払先はトルコ人マハメット。

①

バルバリア諸国とポルトガル王権の二世紀にわたる交渉は、マリア・アルベルトの学位論文『慈愛の折衝―近代におけるポルトガル捕囚の身代金解放』によって委細に分析されるが、左記のとおり原史料を判読するとき、アルジェリア海寇の凄絶さに戦慄せざるをえない。たとえば、一七三一年アルガルヴェ国の主婦カタリーナ・ジェススは、隣人から育児を託された子ども四人とともに拉致され、身代金解放の選考に漏れぬよう、彼らをわが子と申し立て、防禦したのである。また、チェニジアに監禁された三名は捕囚期間が十七年から二十年の長きに及んだ。

① *Relação dos cativos, que por dem Delrey Nosso Senhor D. Joao V. Resgataram na Cidade de Argel, 1731. Lisboa, 1731. pp.1-2, 4, 11.*

第二節 震災第七日（一七五五年十一月七日金曜日）

一 救援活動と危機管理の進捗

巨大地震の発生から一週が経過し、ベレン宮廷では緊急政策の渙発がやや減退する。しかし、各地ではさまざまな救援活動と危機管理が一層強力に推進された。被災したポルトガル庶民の証言は残念にも僅少であるが、日常生活に密着する側面が多く、在留外国人によって記録される。震災当日から始まるイギリス人貴紳とジャコンブの日記は短文ながらこの日も続けられた。

ジャコンブの震災日記

十一月七日

イギリス大使カステルス様と待ち会わせた。都心ではなお多大な混乱が続く。①

また、ジャコンブの日記には同日付の知人宛書簡が添付される。

あるイギリス人貴紳の震災日記

① Jocomb, *op. cit.*, p.276.

十一月七日

テナントを扱い、必需品を得るのに忙殺される。いまだ日に一度か二度、かならず地震を感じる。

【添付】

同貴紳十一月七日付書簡 宛先不明

ベレンでの用務をほぼ終えました。船舶の出港と入港も始まっています。すべての課税と料金をポルトガル宮廷は免除されました。食糧を搭載した船舶がとくに歓迎され、優遇されています。倉庫を持つ英国商館の数名は、米や小麦粉を国王の御膳に捧げるべく国務尚書に提供したのです。以前のように穀物類の輸入も復活し、ベレン周辺の倉庫に搬入されました。①

同じく十一月七日他の在留民二名がそれぞれ震災の証言を送付し、十二月中旬ロンドンの定期刊行物『ホワイ トホール・イヴニング・ポスト』に掲載された。被災者の艱苦や緊急政策の進展について両者の記述は比較的詳しく、七日前後の情勢を端的に伝える。同誌十二月十一日・十三日号に組まれた左記の無署名書簡は、その文面から推察すると、船舶を有する大手商社に所属し、英国商館の有力な会員により執筆された。震災急報の宛先はおそらく共同経営者の親族であろう。

リスボン在住ある貴紳の十一月七日付書簡

① A Gentleman, Account in *The Gentleman's Magazine*, op.cit., p.592-593.

(当地より十一月十日出航せるリンサーン船長ジョージ号の船便による)

拝啓。当地において午前十時頃発生した凄絶な地震については、すでにお聞き及び存じます。これによって邸宅や修道院は数多倒壊し、住民を動転させつつ、全都が瞬時に荒野と化したのです。教会の燈明や家々の竈から各所で火焰が昇り、疾風のごとき火勢を止めえないことが、この災害を一層深刻にしました。

わが商舗の一部も地震で崩れましたが、従業員ひとりのほかは、神の恵みによりみな無事です。そなたの子息と従業員数名に託して、私の子どもたちを山荘の避難させました。従業員には戻るよう求めたものの、だれも帰りません。そのため帳簿係と私は夕刻まで商舗に留まりました。折よく持船の船長ふたりと船員がご令兄に同行して岸に上がり、書類と帳簿をすべて船内へ運びました。彼らにも戻るよう願ったのですが、みな怖れて鎮まいません。落胆して帳簿係と商舗に帰るや、翌朝の八時まで周囲一帯に火焰が拡がり、身辺にまで迫りました。もはや逃れるほかになく、引き返した数名の従業員とともに僅かな衣類のみ抱え、その建物から脱出したのです。

凄まじい勢いで大火が拡がって、首都は三分の二まで灰燼に帰しました。サン・パウロ教会からセバラの泉へと襲い、サン・ロケ教会、異端審問所、慈恵教会にまで及んだのです。総じて何百万ポンドもの損失に相違なく、ここに在留する貿易商はすべてを喪失し、負債の支払が不能となりました。

わが山荘もかなり被害を蒙り、屋根の一部は墜落しましたが、どうにか住める状態にあります。近郊に位置する我らの倉庫は被害を免れ、財貨は安泰でした。市街の荒廃と住民の惨状は筆舌に尽し難く、衣類、食糧、通貨が払底しております。

リベira王宮の壊滅によって宮廷はベレンに移り、庭園の仮設御所で営まれています。被害を免れた食糧

を我らの倉庫で確認するや、ただちにご令兄は国務尚書を慰問され、それらを被災者に供給するよう寄贈されました。支援の物資を震災以前の価格で販売すべきことは、すでに宮廷が命じたところであり、我らの寄贈に謝意を表されました。

昨日フィラデルフィアから一艘の船舶が到着しました。陸地より三〇リーグ（ほぼ九〇マイル）離れた海上で強烈な震動に襲われ、暗礁への衝突を感じてただちに水深を測定すると、七〇ファソム（ほぼ一三〇メートル）の深さでも海底に届かず、と船長は報告されました。船が砕けるかと驚き、一〇リーグ遠方に火の手が見えた、とも申されます。

ベレン宮廷へはポルトガル全土から速報が届いています。ポルトでの揺れましたが、軽震でほとんど被害を免れました。セトゥーヴァルでは船舶が横転し、全市が壊滅しました。ロゴスの甚大な被害を受け、ファロは総体的に破壊されました。当地には我らの駐在人も配され、その安否が憂慮されます。

『ホワイトホール・イヴニング・ポスト』一七五五年十二月十一日＝十三日号 ①

ついで『ホワイトホール・イヴニング・ポスト』十二月十一日＝十三日号には、救援活動と危機管理の進捗をより委細に語る通信が掲げられた。ここでは王権による生活物資の供給とともに、軍隊の出動と駐屯、海上運輸の状況、治安体制の強化についても綴られる。これなる通信は私的な手紙ではなく、定期刊行物への寄稿と考えられる。なお、『ホワイトホール・イヴニング・ポスト』は、ポルトガル駐在大使カストレスの十一月六日付英

① *Whitehall Evening Post*, No.1529, December 11 to 13, 1755, p.1.

国宮廷宛公用至急便を、同じ号の冒頭に初めて転載した。

寄稿者不詳 リスボン近郊からの通信 一七五五年十一月七日

十一月四日以降は地震を感ぜず、住民の戦慄は徐々に弱まりつつあります。最初の三日間は震災に加えて飢餓の恐怖に襲われましたが、そうした不安も後退しました。大量の食糧が各地から日々届きます。テージョに停泊する外国船の船長が、あらゆる生活物資を可能な限り陸揚げし、私たちに提供されるのです。それらの船舶も大抵は津波で破損し、出航できません。投錨を断ち切られ、押し流された船もあります。

仮死の状態で荒墟から救出された数人が、応急の治療で蘇生しました。他方この三日間死者を埋葬すべく、大勢の軍人が出動しました。（中略）

数万の住民が凄惨な災害で歿し、飢餓と無援によって多数の命も奪われました。被災地への食肉供給を国王は指令し、食材を確保できる貴族もそれに倣っております。奇蹟的にも大半の住民は死を免れ、とりわけイギリス人については八名ないし九名の犠牲に止まりました。

ベレンでは昨日商易が再開されました。船舶の出航と入港も始まります。当面これら船舶には検査と課税が免除され、必要物資の搭載に便宜が図られています。英国商館へ所属して、倉庫に米や小麦を貯蔵する数名は、国務尚書のもとへ赴き、国王の采配で支援に供するようそれらを贈呈しました。国王の署名を付して勅令が発せられ、混乱なく救援を遂行すべく、役人と兵士に食糧の配給・販売を命じられたのです。乾物類も以前のように入荷し、ベレン周辺の倉庫に積まれました。リスボンが完全に破壊され、荒墟に化したため、

ベレンに新たな都が建設されるとの噂です。ここだけが至当な候補地であり、より河下は船積みに適しません。いまなお軍艦の護衛が望めないのです、積荷を奪われぬようパケット船とわれらの商船三艘は、後続の到着まで当地に停泊します。

無人となった邸宅の盗難を防ぐため、十一月四日国王はリスボン主要道路への駐屯を軍隊に指令するとともに、家々の戸主にできるだけ立ち戻って、自衛するように命じました。外出の際にはだれしも検問され、厳しく調査されます。また、隣国へ亡命するかに見える人物、なかでも技術者や労務者を阻止すべく、騎兵隊と龍騎隊が街道に駐屯しております。①

二 ナウス造船所の操業再開

震災第七日最初の緊急政策はリベイラ・ダス・ナオスの職務へアルガルヴェ人を召還する勅令である。住民の首都離散を阻止する公文書と繋がる側面もあるが、船舶と航海の基地であるナウスの業務を早急に再開することが主眼と思われる。リベイラ王宮の西隣に築かれ、パウロ教会の南東に広がるリベイラ・ダス・ナオスは、地震と津波の直撃を受け、壊滅的な様相となった。この勅令は船舶の運航と港湾の防衛を担当する沿岸部の航行と防衛に任じられたロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハに発せられる。

① *Ibid.*, No.1330, December 13 to 16, 1755. p.1.

緊急政策第四五 発令一七五五年十一月七日ノ一 リベイラ・ダス・ナオスへアルガルヴェ人を召還し、服務させる命令

『緊急政策編纂』第六ノ九 リベイラ・ダス・ナオスから離散したアルガルヴェ人を呼び戻し、服務させるよう、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼスに命じる勅令)

【勅令】

謹白。

国王陛下は以下の事態を明察され、メネゼス閣下に施策を命じられた。すなわち、リベイラ・ダス・ナオスで働くアルガルヴェ人が、みな王都の壊滅と思い込み、動揺して離散した。彼らアルガルヴェ人を王都で服務させ、正当な報酬を与えることが肝要である。貴官に神のご守護を授けられるよう祈る。

一七五五年十一月七日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下) ①

リベイラ・ダス・ナウスには十六世紀初頭に築かれた国営の造船所を中核としながら、修理や補給を行うドックや船舶が発着する河港も併設され、海運関係の省庁とガレー船の拠点をも含む。海洋帝国に不可欠な航海・

① Freire, *Memórias das Principaes Providencias*, p.118.

交易センターと言うべく、その由来と業務についてポルトガル外務省カモエンス研究所の要録をここに紹介する。

リベイラ河岸における新たな王宮の建設を国王マヌエル四世が決断した一四九八年、造船所リベイラ・ダス・ナウスの歴史も始まる。古来の造船所テルセナスの敷地にリベイラ王宮が造営され、隣接する西側に造船所が移転したのである。以後数世紀ポルトガルにおいて造船が果す重要な役割に鑑み、こうした配置は盤石の布陣と言える。新たな造船所の施設は格段に規模が大きく、一層機能的であった。また、統括的な王宮と接する適切な地点に新たな建物を造築し、航海に関わる行政的・軍事的機関をすべてそこに集結させたことも得策である。ただし、やや離れたカタ・ク・ハラの兵器廠と、クルーズ門の兵糧保は別である。かくしてこうして資産と施設の近代的な集中が、ポルトガル固有の複合様式として以後発展する。やがて植民地インドのコーチンとゴアにおいて同種の造船所が建設された。(中略)

リベイラ・ダス・ナウスの経営は事務部門と技術部門に大別される。第一の部門では二十年毎にギネー＝インド倉府^{くらふ}の監察に先立って、リベイラ倉府が監察される。王権の任命によるナオス管理主任は、船舶の建造、修理、補給に必要な予算と経費を算定し、ギネー＝インド倉府の管理主任または財務官と協議して、木材など必要な物資を調達する。国費として供される船舶予算には、運航に係わる経費、日常的な出費、造船、廃船、修理に要する費用が含まれる。なお、ギネー＝インド倉府の管理主任または財務官の同意なしに、ナオス管理主任は購入も決済もできぬことを留意すべきである。

事務部門を担うナオス管理主任と同書記官は雇用者の登録について処理し、作業監督官および大工親方衆の指示、ならびに労務者の仕事を日々点検して、それらを記録する。

技術部門においてもっとも重要な成員は作業監督官と大工親方衆である。現場監督官第一の任務は国有帆船の管理であって、リスボン港を出港する際に安全性と避難装置を検査する。乗組員の配置や停泊地での宿泊など、出港および入港にかかわる一切の業務が彼の所掌事項とされ、航海士と水先案内人への監督もそこに含まれる。抑留や修復を要する船舶の進水、艀装、移動も同様である。王権が要望する造船について現場監督官は、大工親方衆とともにその見積もりと査定を行う。また、海軍の軍艦** 同じく大工親方衆と連携して、港湾労務者の徴募をも取り扱う。

技術部門として大工親方衆の任務は、船舶の設計から完成に至る全工程と定められ、進水への準備と船主への引き渡すにより終了する。辞令に明記されないが、その身分は終身とされた。たとえば、コーチン造船所の大工親方ジョアン・アネスは四十年間在任し、造船の事業に多大の貢献を果たした。(中略)

大工親方衆のほか造船所には、かしめ工、帆柱製作、綱製造、鍛金^{またいぎん}、舵機^{だき}、風帆製作などの親方衆が加わり、各々小さな同業組合として協業する。また、建造の過程で特殊な仕事を行う親方や公吏が造船所に入り、親方衆の監督のもとで働いた。

ポルトガル外務省カモエンス研究所「ポルトガルの海運」①

リベイラ・ダス・ナウスの経営と業務には、王権に直結する管理組織を中心に都市リスボン、大工などの各種同業組合、インド商館等の交易・拓殖機関が複雑に関与している。作業現場では重要な職能として船大工が船体

の建造や艀装に専念し、さらにかしめ工が木材や金属を密着させる。ポルトガルの経済史家レオノール・フレイラ・コスタは、十六世紀ナオスにおけるこれら船大工親方とカシメ工の人数と役割については、ポルトガルの経済史家レオノール・フレイラ・コスタの調査が見出される。

一四九二年に作成された特認勅書は船大工の人員を百名から三百名と定めている。さらに一四九八年当時の造船所長ジョアン・アフォンソ・シャヴェエの報告に基づき、国王マヌエル一世は総数三百名の船大工を承認した。一五〇三年の証書によれば総数二百名のかしめ工も造船所での権利を授けられた。こうした規約とともに造船の同業組合が結成され、ヴィラ・ド・コンデ・エ・アズララに建設されたポルトの造船所でも、同じ施策によってリスボンと比肩するに至る。(中略)

王権の機構に繰り込まれつつ、これら親方衆は、指定された事業に関して裁量の権限を与えられ、多大の収益を確実に得られる受注には、適切と思われる職人に然るべき報酬で仕事を分担させた。したがって、一五六三年都市リスボンが一〇〇万クルザードを国王セバスチアンに求め、一五六五年大工およびかしめ工の同業組合がこれを受領しながら、ギネー＝インド倉府の帳簿に(支払の時期不明)と記されるのも奇異ではない。

王権の特認勅書に基づくナウス造船所で、リスボンの職人が何名働いたかについても、そうした帳簿は疑問の余地を含む。なぜなら、徴税の対象として一旦誤って記され、免除と後日訂正された人物だけが、帳簿に記載されるからである。三〇〇名と伝えられる大工親方衆、二〇〇名と伝えられるかしめ工親方衆についても『課税原簿』の記述はかなり貧弱である。しかし、補助的な史料としてジョアン・ブランタンとクリス

トヴァン・デ・オリヴェイラによる同時代の記録が役立つ。一五五二年前者が語るところによれば、リスボン港の造船所では約一三〇名の大工と六〇名のかしめ工が働き、六カ月毎に遠来の職人も六〇名ずつ殖えつつある。ただし、ブランタンは「職人の種別とリスボンの処遇」について述べながら、こうした大工二〇〇名の大半が徒弟と一緒に総数三五〇名に達し、かしめ工も従僕を伴って総数三〇〇名に至ると言う。これらの徒弟と従僕大工は特認証書で定められた数値を超えるものである。後者オリヴェイラも人数を論じるが、視点の相違が大きい。リスボン港の大工二〇〇名にしてリスボン市のかしめ工総数一一四名と彼は主張する。リベイラ・ダス・ナウスの経営を検討すると、造船所における恒常的な定員は大工二二七名ならびにかしめ工一〇〇名と断じうるのである。

レオノール・フレイラ・コスタ「リベイラ・ダス・ナウスにおける船大工と
かしめ工一十六世紀リスボン探究」(一九九四年) ①

多岐にわたる大規模なナウスのリベイラ・ダス・ナウスの業務には、こうした親方や職人のほか、運搬など雑役を担う人夫や土方も勿論必要である。十一月七日付勅令で召還されるアルガルヴェ人が、いかなる職種と地位を占めたか詳らかでないが、早急なナオス再開を果たすべく、船舶の修理と建造に練達した人材に求めた訴えたものであろう。

① Leonor Freira Costa, *Carpinteiros e Calafates da Ribeira das Naus: Um Olhar sobre Lisboa de Quinhentos, em Penélope, Fazer e Defazer a História*, No.13, 1994, pp.40, 42.

三 リスボン参事会の体制強化

この日はリスボン参事会に係ってふたつの法令が発せられた。その主体は役員の親方衆二名に向けた令達であり、上司である参事会会頭へも同じ趣旨の勅令がなかば儀礼的に下された。フレイレ編『緊急施策編纂』では左記の会頭宛勅令が省略されている。

緊急政策第四六 発令一七五五年十一月七日ノ二 リスボン参事会の指導体制を強化する
よう同参事会会頭アレグレテ侯爵に命じる勅令

(『緊急政策編纂』不採録)

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては別紙のごとき令達を発せられ、その複本を(リスボン市庁参事会会頭)アレグレテ侯爵へ送付するよう指示された。すなわち、ニコラオ・ルイズ・ダ・シルヴァおよび元市民総代アントニオ・ロドリゲス・デ・レアンは現職の市民総代を補佐し、令達で命じられた事項を執行されたい。

一七五五年十一月七日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵閣下)

①

現職の書記官ニコラオ・ルイズ・ダ・シルヴァと前々年の市民総代アントニオ・ロドリゲス・デ・レアンに向けた令達は、参事会の指導体制を強化するよう指示するものである。一七五五年度の市民総代フランシスコ・ラーゲについては、その動静が震災の記録には見当たらず、シルヴァとレアンは勅令発布の以前から総代の代行を担ったかもしれない。この勅令に関連してオリヴィエラ編『リスボン古文書集成』では、同じ時期に書記官を代行したクリストヴァ・ダ・シルヴァの証言が記載される。

かかる惨状に際し国王陛下は令達により市民総代として二名を補充された。銀細工師同業組合に属し、一七五三年度に市民総代であったアントニオ・ロドリゲス・デ・レアンと同じ同業組合に属し、一七五四年度に市民総代であったニクラウ・ルイズ・ダ・シルヴァがそれである。なお、後者は現に書記官の職務にあるため、書籍商同業組合のクリストヴァ・ダ・シルヴァがその代行に任ぜられた。

オリヴィエラ編『リスボン古文書集成』第十六巻 ②

緊急政策第四七は応急の任務を参事会役員に直接命じた令達である。この令達がフレイレの編纂では緊急政策

① Oliveira, Elementos para a Historia da Municipio, XVI, p.161.

② Oliveira, Elementos para a Historia da Municipio de Lisboa, tomo XVI, p.148.

の第二項目遺体の埋葬に仕分けされ、題目もそのように誌される。しかし、遺体の処理や埋葬をまず挙げつつも、親方衆と同業組合に命じられたのは、むしろ生存者への多面的な救援と保護と解される。

緊急政策第四七 発令一七五五年十一月七日ノ三 悪疫防止と被災者援護のためリスボン参事会の指導体制を強化し、すべての商工業者に尽力を命じる令達。

『緊急政策編纂』第一ノ七 遺体埋葬の大業のため、現職の市民総代を補佐し、聖職者階級および貴族階級と提携するよう、ニコラオ・ルイズ・ダ・シルヴァおよびアントニオ・ロドリゲス・デ・レアンに命じる王命)

【令達】

国王陛下におかれては参事会書記官ニコラオ・ルイズ・ダ・シルヴァおよび元市民総代アントニオ・ロドリゲス・デ・レアンにつきのごとき王命を授けられた。すなわち、博愛的で不可欠な大業を果たすため、両者は現職の市民総代を補佐し、親方衆二十四会館(参事会館)の評議員を招集されたい。死せる者を埋葬するとともに、遺体の腐敗を防ぎ、生ける者を悪疫から護るという大業を成就すべく、聖職者階級および貴族階級と目的を共にして、すべての商工業者が各々の職能を活かすよう命じるためである。リスボン市民に国王陛下は王者の信頼と熱意を示され、かくも重大な局面で、他の階級に劣らぬ貢献をなすものと信頼される。こうした緊急の責務に冷淡な者共も存在し、彼らには王命への背反として禁固という刑罰も考えられる。な

お、陛下はこれら市民総代にあらゆる支援を供するよう、すべての公吏と民兵に命じられた。

一七五五年十一月七日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ ①

この令達でとくに注目されるのは、あらゆる同業組合に各々の職能を活した救援活動を求めたことである。震災への対処も首都の復興も多様な職種の協同なしにはありえない。各種の同業組合は自由都市リスボンの中核をなし、参事会評議員の選出母体である。一七六〇年の数値ではあるが、それらの同業組合はつぎのような規模の親方衆を擁していた。

建築師一七〇名、左官一三七名、かしめ工二名、指物大工二二四名、煉瓦工八名、メッキ工五一名、金箔工二〇名、制動機製造一〇名、鍛冶屋四五名、馬車製造八六名、鋳物師三二名、網匠八名、ブリキ屋五八名、金匠四五名、銅板工四〇名、銃床工九名、馬具屋三八名、針製造七名、矛槍製造四三名、蹄鉄工一一一名、金物屋七一名、銃器製造一〇名、仕立屋三八四名、呉服屋四一名、手袋屋二八名、縫針工四〇名、紡績工一三名、染物師一八名、革細工師一一二名、革具工二一名、革袋屋六名、靴裏工二名、

靴屋一〇九七名、帽子屋四五名、古着屋三〇名、鞆製造一六名、麻縄製造四一名、籠製造二六名、
筵製造一七名、陶器製造三六名、篩工九名、
櫛屋四〇名、水差し製造三二名、ガラス屋二三名、
風呂屋一二名、燭屋五三名、理髪師四七三名、植木屋一三名、美容師一六〇名、菓子屋九六名、
バイ製造四九名、チョコレート製菓三九名、
銀細工師一七二名、金細工師二〇二名、弦楽器製造一六名、書籍商五七名、
木彫師三五名、宝石細工師八八名、庭師六名、
合計四九三八名

マドレイラ著『市場と特権ーポルトガル産業一七五〇年ー一八三四年』（一九九七年）①

こうして地震発生後一週間が経過し、ポルトガル王権によって勅令等四六件の緊急政策の法令が發布された。着手された政策には被災者の救出と保護はもとより、震災後の怖るべき二次災害、すなわちベストの蔓延、饑餓と暴動、盗賊の跳梁、海賊の襲来などもふくまれる。これらの法令を順次解明するとき、執行を担う四つの巨大組織が次第に顕示される。商工業者を主体とするリスボン市庁参事会、兵馬総帥に統率されるポルトガル王国軍、総大司教に教導される聖職者団体、そしてラファエス公爵に采配を託された各種司法機関。こうした組織の力量と結束なしに、全般的な危機管理と救援活動は不可能であったに相違ない。緊急政策を主導したカルヴァリオの

① Nuno Luis Madureira, *Mercado e Privilegios, a Industria Portuguesa entre 1750 e 1834*, Lisboa, 1997. pp.454-456.

功績は、粉骨碎身の敢闘が普通称賛されるが、祖国復興のため不動の信念を貫くとともに、巨大組織の機能と内実を熟知し、迅速で的確な方針と指示を授けたことに不滅の価値が存するであろう。そして、ロンドンやウィーンにおける研鑽と共に、五カ年にわたる国務尚書としての経験が、非凡な才幹を培ったはずである。しかし、それらの巨大組織もまた震災によって重大な損傷を受けていた。リスボン参事会は拠点たる親方衆二十四会館を類焼で喪失し、ポルトガル王国軍も津波によって艦隊と海兵隊が壊滅。宗教界の頂点に位置する総大司教教会は灰燼に帰し、総大司教も近郊へ避難していた。

補論 ヨーロッパ自由都市の世界史的意義

住民の生命を守り、生存を擁護する王権の緊急政策において、都市自治体リスボンはそれを執行する中心的な組織であった。しかし、近世の堺などを例外として、自由都市の伝統の稀薄な私たちは、絶対君主の権勢や栄光にも眩惑されて、ヨーロッパの中世都市を容易には把握できぬ憾みがある。都市自治体の意義に関して本稿では、『リスボン市史公文書集成』を適宜参照するとともに、ベルギーの歴史学者ピレンヌの研究をも摂取したが、基本的な学説と高く評価されるマクス・ウェーバーの都市論をここで確認し、理解を深めたい。

古典的名著『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において近代の資本主義経済を醸成した精神の本質をカルヴァニズムやピューリタニズムの職業倫理に見出したウェーバーは、同時に近代ヨーロッパ精神の社会的基盤を、市民階級育成の場である都市に求めた。かくして彼は古代都市と中世都市との比較、さらには西欧

の都市と東洋の比較をとおしてヨーロッパ自由都市の世界史的重要性を明らかにしたとされる。歿後に公刊されたウェーバー著『都市論』の核心部分から、共同体と参事会の意義に関する叙述を、非力ながら自分なりに読解する。

経済的意味における〈都市〉も、政治的・行政的に特殊な住民法を数く城塞も、必ずしもすべてが〈都市共同体〉ではなかった。むしろ完全な語義による都市共同体の輩出は、西洋のみに知られていた。近東の一部（シリア、フェニキア、そしておそらくメソポタミア）にも見出されるが、一定の時期に限られ、萌芽的なものにすぎない。なぜなら、都市共同体の部類に属するものは、少なくとも産業的・商人的要素が比較的濃厚な定住地であるとともに、つぎのような標識を有する。すなわち、①防衛施設が築かれること、②市場が営まれること、③みずからの裁判所を有し、部分的にもせよ、みずからの法を有すること、④団体の性格を帯びること、⑤以上に関連して、部分的にもせよ、自律性と自治性を持ち、行政機構の人選に市民がなんらかの形態で参加していることである。

都市の建設と特権を王侯や領主が認めると、ひとつの事績が拡がり、あちこちで定着した。すなわち、市民がひとつの〈共同体〉として頂点にみずからの官吏機構、ドイツでは〈参事会〉を持つに至る。なによりも〈参事会〉はドイツにおいて都市の不可欠な自由権と重視され、市民たちは自律性の保持を主張した。しかし、この主張が抵抗なく貫徹したのではない。司教の同意なしに市民が選出したすべての参事会と市長を、一二三二年にフリードリッヒ二世は禁止し、ヴォルムスの司教も参事会議長の地位と参事会構成員の任命権を自己自身とその代理人のものとして譲らなかつた。他方シュトラスブルクでは司教座のミサ従者による行

政が、十二世紀末に市民代表とミサ従者五名から成る参事会に改組された。

マックス・ウェーバー著『都市論』 ①

日本においてヨーロッパ自由都市の研究が推進されるのは、第二次大戦の直後からである。新たに日本国憲法が制定され、地方自治の確立が強調された時期である。こうした研究の動向はウェーバー、ピレンス、プラーニツなどの都市論を摂取することをまず主体とした。以後自由都市の研究に指導的役割を果たした増田四郎が、ウェーバー理論の意義についてつぎのように述べる。

マックス・ウェーバーの都市研究は、まず第一に、市場にあらわれた都市的現象の分析、「都市」なるものの概念規定から出発する。その場合、彼の念頭に予想された最大の疑問は、近世「市民社会」の誕生との関連に於て、何故西欧都市のみが自治的行政をもつ「都市公共団体」として発達し、「市民階級」の意識的めざめを伴い得たであろうかという問題である。換言すれば、市民により自治的に運営される「自由」な都市なればこそ、そこに「公共的世界」をみずからの奉仕の対象と仰ぐ自主的な生活感情、自律的な規範意識

① Max Weber, 7. Abschnitt. Die nichtlegitime Herrschaft (Typologie der St. - die), in *Wirtschaft und*

Gesellschaft, Grundriss der verstehenden Soziologie, Tübingen, 1980. pp.753-754.

〈参照〉M・ウェーバー著、世良晃志郎訳『都市の経済学』創文社、一九七〇年。四一―四二、一三五―一

が育成されるのであり、この訓練を経ることなくしては、健全な「市民道徳」も「市民社会」も所詮成り立ち得ないというのが、その行論の言外にもたらされた大体の見透しである。固よりウェーバーの考察が、そうした評価の意図に発するものではなく、一層客観的に、歴史的現実をそれとして把握する操作ととっていることはいうまでもないが、この見透しを前提とすることなくしては、彼の中世都市論のもつ正当なねらいを見定めることは出来ないであろう。(中略)

「中世都市」関するウェーバーの主張は、彼の没後、新しい角度よりする諸研究の続出によって、内容的に一層具体化されるとともに、多面的にとりあげられ、また類型化の修正がほどこされた。換言すれば、事西洋都市に関する限り、ウェーバーの業績は、ヨーロッパ史学界の共同の文化遺産として、ほぼその正しい位置づけが行われたのであり、吾々は今後も亦、ひきつづき執拗に再吟味の対象となり得ることを信じて疑わない。

増田四郎著『西欧市民意識の形成』(一九五八年)

①

初出 二〇一六年六月十五日

更新 二〇二一年八月二一日

① 増田四郎著『西欧市民意識の形成』(増訂版)、春秋社、一九五八年。四二・四三、六九頁。